

宮崎県困難な問題を抱える女性への支援基本計画

(第5次DV対策宮崎県基本計画)

令和6年3月

宮 崎 県

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	4

第2章 支援に関する本県の現状

1 女性相談支援センターの現状について	5
2 一時保護の現状について	9
3 その他の相談機関の現状について	16
4 女性自立支援施設の現状について	17
5 保護命令の現状について	19
6 県民のDVに関する意識	20
7 男女平等に関する意識	23

第3章 計画の基本的考え方

1 本計画の目指す将来像	24
2 支援の基本的な考え方	24
3 実施する施策の基本目標	26
4 支援の体制等	27
5 計画の見直し・評価について	28

第4章 具体的施策の展開

1 具体的施策	29
基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性等が自立して生活できる社会づくり	29
基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり	34
基本目標Ⅲ 迅速、安全かつニーズに応じた保護	42
基本目標Ⅳ 自立の支援	51
2 施策の体系	56
3 成果指標（まとめ）	57

第5章 支援に関わる団体・機関等

1 関係機関の役割	58
2 関係機関の連携	62
3 支援調整会議（協議会）	65

資料編	68
-----	----

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国において、対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）に基づいて、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」と定義される「要保護女子」の「保護更生」を目的とするものとして始まり、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものとなっていました。時代が下るにつれて、社会経済状況の急激な変化とともに、女性の就職率の上昇や家族関係の変化など、女性の支援ニーズが多様化する中、法改正を伴わない形で支援が進められてきました。

その後、平成 13 年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」の施行や、平成 16 年の「人身取引対策行動計画」の策定など、直面する問題も多様化し、また複合的な困難な問題を抱える女性の増加に伴い、婦人保護事業の対象者を拡大する中で、旧売春防止法に婦人保護事業の根拠を置くことに制度的な限界が指摘されるようになりました。

また、平成 30 年 7 月に国が設置した「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」の中間とりまとめにおいて、婦人保護事業の支援対象像の拡大や旧売春防止法を制度的根拠とすることの限界が改めて指摘されました。

このような状況の中で、令和 4 年 5 月に困難女性支援法が制定され、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性が、自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じてきめ細やかで寄り添いつながり続ける支援を受けることで、自立して暮らせる社会を実現することが目的とされました。

同法の中で都道府県において困難な問題を抱える女性への支援のために施策の実施に関する基本的な計画を定めることが明文化されたことから、本県においても、宮崎県困難な問題を抱える女性への支援基本計画（以下「県基本計画」という。）を策定することとしたものです。

2 計画策定の趣旨

- 様々な事情により、日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性（ただし、DV被害者については性別を問わない。以下「支援対象者」という。）を対象とします。
- ※ 困難な問題を抱える女性については、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等幅広く支援の対象として捉え、これらの状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、必要に応じて本計画による支援の対象者とします。
- 支援対象者の意思を尊重しながら、その置かれた状況に応じてきめ細やかで、寄り添いつながり続ける支援を行うことで、それらの女性等が自立して暮らせることができる社会を実現します。
- これまで婦人保護事業の中核を担ってきた婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設が、名称を女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設と変更した上で引き続き事業の中心として支援に取り組みます。
- 支援対象者に対しては、独自の支援を実施している民間団体が存在しており、これらの民間団体の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見や経験、育成されてきた人材等は、支援を進める上で有効であることから、支援に当たっては、行政機関と民間団体は、双方の特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協働していきます。
- 女性等を支援する機関と、他の施策に関連する様々な機関が緊密に連携しながら、支援対象者の置かれた状況に応じてきめ細やかな、つながり続ける支援を実施します。
- 地域によって支援対象者への対応に大きな格差が生じるべきではなく、支援対象者が県内のどこにいたとしても、必要十分な支援を受けられる体制を整備していきます。

3 計画の位置付け

- ・ 困難女性支援法第8条第1項に基づく法定計画です。
- ・ DV防止法第2条の3第1項に基づく法定計画です。
- ・ DV防止法に基づく「DV対策宮崎県基本計画」（以下「DV基本計画」という。）については、宮崎県総合計画 2023 における分野別施策の柱である「男女共同参画社会の実現」の部門別計画として位置付けられています。

※ 本県では、平成18年3月にDV基本計画を策定し、平成21年3月、平成26年3月及び平成31年3月に順次改定を行っており、広範多岐にわたるDVの防止及び被害者の保護のための施策（以下「DV対策」という。）を総合的かつ計画的に推進してきたところです。現行の第4次DV基本計画については令和5年度で計画期間が終了することに伴い、社会情勢の変化やこれまでの取組状況を踏まえたうえで、令和6年度までに新たな計画を策定することとなっておりますが、県基本計画と政策的に関連が深いことから一体のものとして策定することとしています。

4 計画の期間

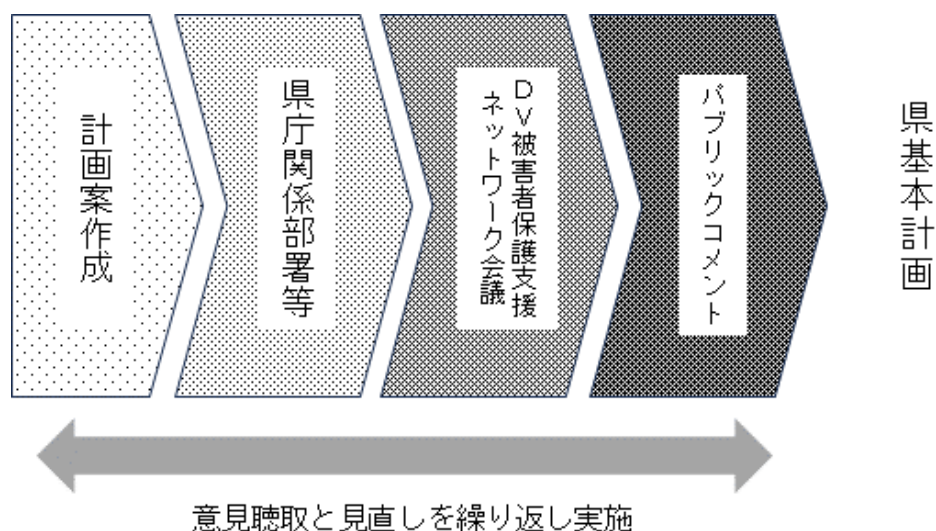
2024年4月から2029年3月までの5年間とします。

※ ただし、「困難女性支援法」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針」、「DV防止法」又は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合などには、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の策定体制

以下のとおり、意見を聴取した上で県基本計画の策定に取り組みました。

- ・ 県庁内の関連部署に対し、県基本計画に関わる取組の洗い出し及びその他意見聴取を行いました。
- ・ 宮崎県DV被害者保護支援ネットワーク会議（全体会、地区別会議）において、行政（国、県、市町村）、警察、医療、その他民間団体等から専門的な意見を聴取しました。
- ・ パブリックコメントを実施し、県民の意見を聴取しました。



第2章 支援に関する本県の現状

※ 四捨五入による有効数字の関係上、単数の統計値でも合計値が 100%にならない場合があります。

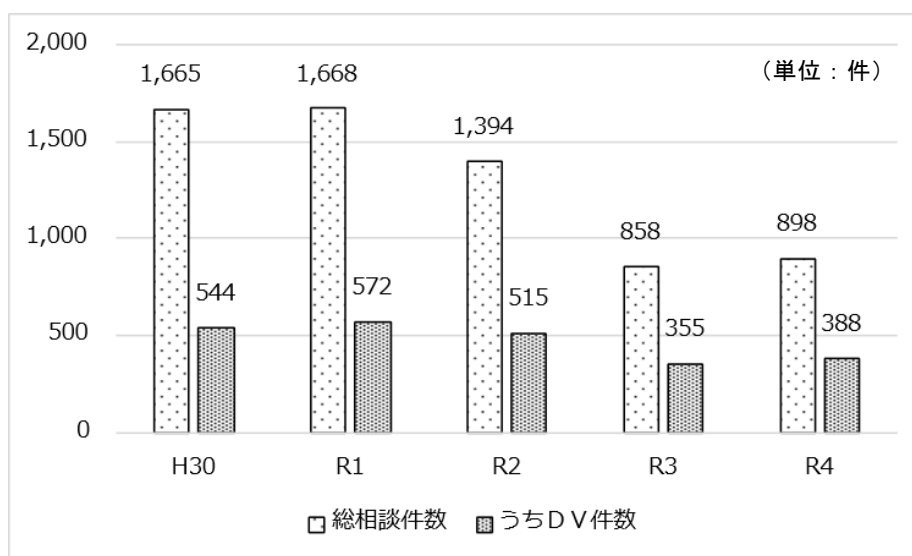
1 女性相談支援センターの現状について

(1) 相談件数

令和4年度における女性相談支援センター（旧女性相談所）が受け付けた相談件数は898件で、前年度と比較して40件増加しています。

また、令和4年度におけるDVを主訴とする相談件数は388件で、前年度と比較して33件増加し、全相談件数に占める割合は43.2%となっています。

図表1 女性相談支援センターにおける相談件数の推移



図表2 相談件数の内訳の推移

(単位: 件)

年 度		H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
相談件数(延べ)		1, 665	1, 668	1, 394	858	898
来所相談	延件数	136	120	111	73	77
	実件数	84	91	81	57	56
電話相談(延べ)		1, 529	1, 548	1, 283	785	821
DV相談(延べ)		544	572	515	355	388

平成 30 年度と令和 3 年度の相談件数を比較すると（R 3 相談件数／H30 相談件数）、全国、本県どちらも減少しているものの、全国は 92.4%、本県は 51.5% となっており、本県の相談件数の減少が顕著となっています。

図表 3 本県及び全国の女性相談支援センターの相談件数 （単位：件）

年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 3 / H30
宮崎県	1, 665	1, 668	1, 394	858	51.5%
全国	148, 992	140, 739	144, 903	137, 698	92.4%

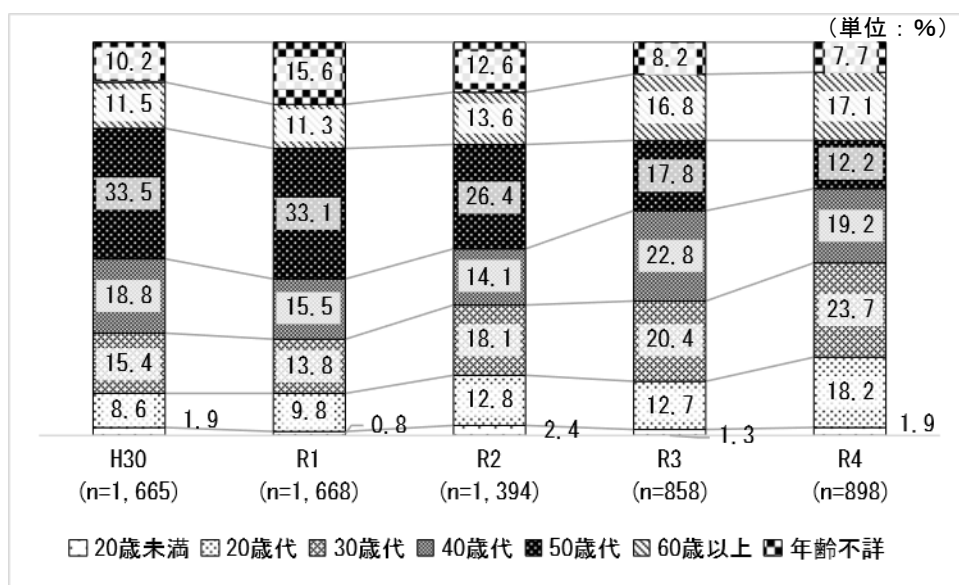
※ 令和 4 年度については、全国の数字が未公表。

（２）年代別の相談割合

令和 4 年度における相談者の年代別相談件数では「30 歳代」の割合が 23.7% と最も高くなっています。

過去 5 年間の年代別相談件数では、40 歳代以下の相談者からの割合が増加傾向となっており、平成 30 年度と比較した場合、特に 20 歳代（約 10% 増）及び 30 歳代（約 8% 増）の増加が顕著となっています。

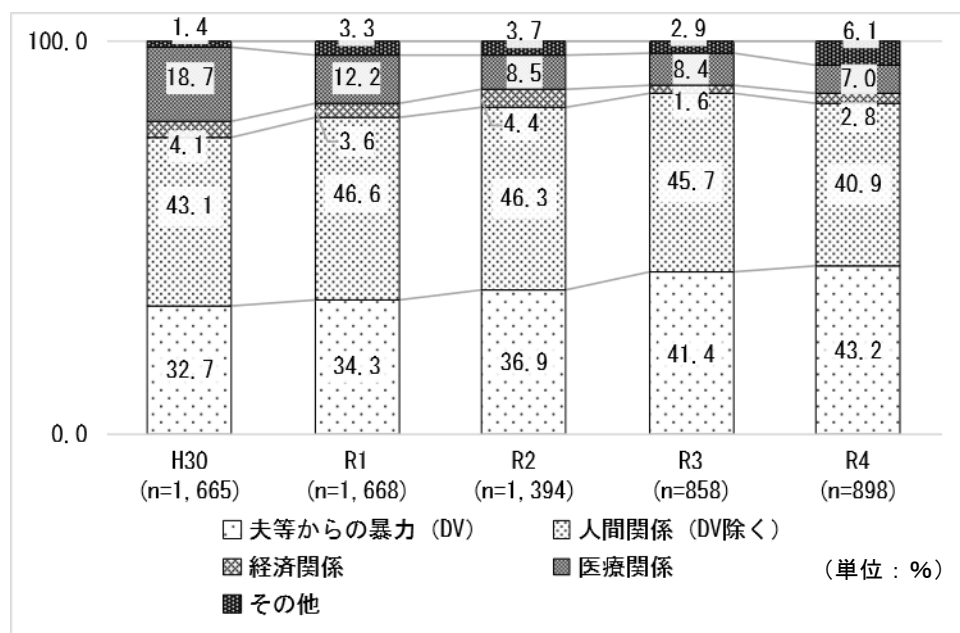
図表 4 女性相談支援センターにおける年代別の相談割合



(3) 相談内容の種別ごとの割合

令和4年度における相談内容の種別としては、「夫等からの暴力（DV）」の割合が最も高く43.2%を占めており、過去5年間で増加傾向にあります。そのほか、医療関係の相談は年々減少傾向にあります。

図表5 女性相談支援センターにおける相談内容の種別ごとの割合



人間関係（DV除く）：離婚問題、子・親・恋人からの暴力、ストーカー被害等

経済関係：生活困窮、借金等

医療関係：病気（精神的なものを含む）、妊娠・出産等

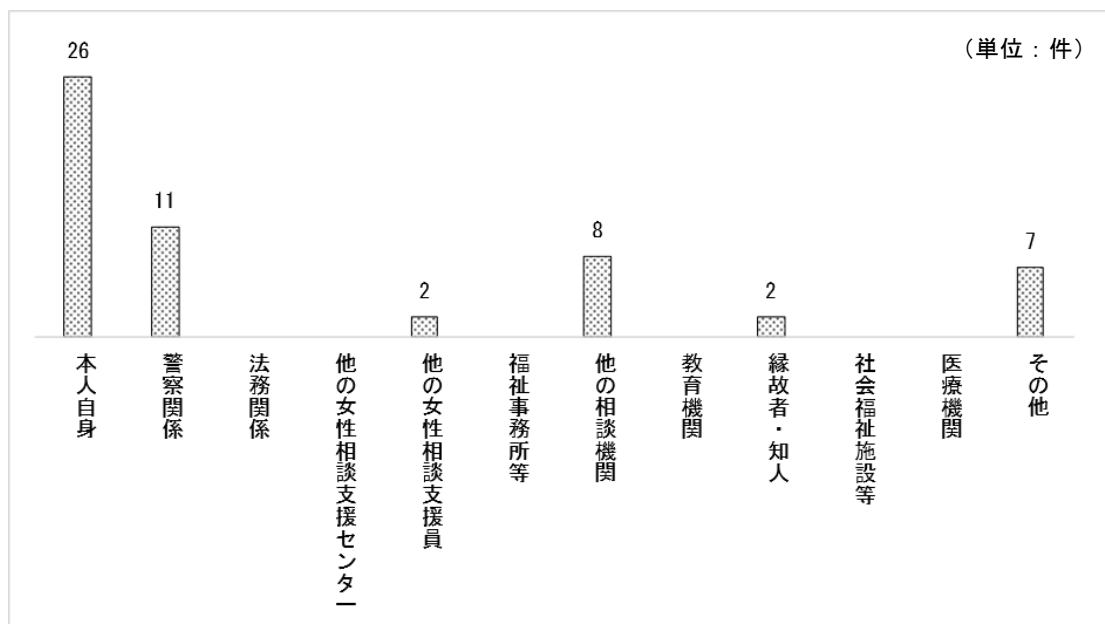
その他：住居問題、帰宅先なし、売春強要等

(4) 経路別相談件数（来所相談に限る）

令和4年度における来所相談（実件数）56件を経路別にみると、「本人自身」が26件と最も多く、次いで「警察関係」が11件となっています。

「社会福祉施設等」「医療機関」「その他」といった民間団体からの相談件数は合計で7件となっています。

図表6 令和4年度の女性相談支援センターにおける経路別相談件数

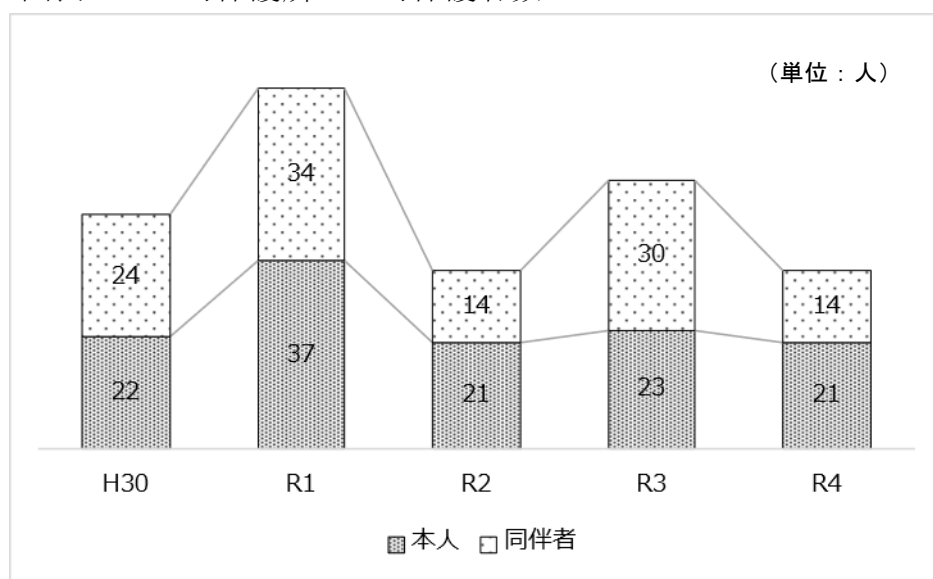


2 一時保護の現状について

(1) 一時保護者数

令和4年度における女性相談支援センターの一時保護者数（実人員）は「本人」が21名、「同伴者」が14名となっています。「本人」と「同伴者」の合計は過去5年間でみると増減を繰り返している状況となっています。

図表7 一時保護所の一時保護者数



図表8 一時保護者数の内訳の推移

(単位：人)

年 度		H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
本人	新規入所者数	22	34	21	22	19
	実人員	22	37	21	23	21
	延人員	379	778	368	389	601
同伴者	実人員	24	34	14	30	14
	延人員	448	527	180	596	206

図表9 一時保護者数（本人・実人員）の推移及びDVを原因とする一時保護者数（本人・実人員）の推移

(単位：人)

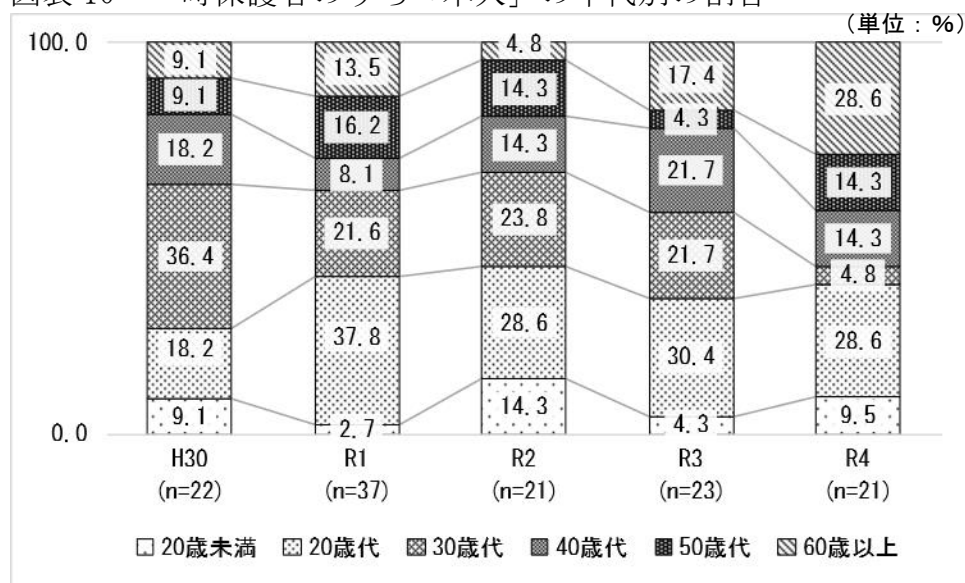
年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
全 体	22	37	21	23	21
D V	19	24	16	16	14
割 合	86.4%	64.9%	76.2%	69.6%	66.7%

(2) 一時保護者の年代別の割合

令和4年度における一時保護者のうち「本人」（実人員）の年代は「60歳以上」及び「20歳代」の割合が最も高い28.6%となっています。

過去5年間を通して見ると、「20歳代」の一時保護割合が高い傾向にあります。また、「60歳以上」の割合が増加傾向となっているのに対して、「30歳代」は減少傾向となっています。

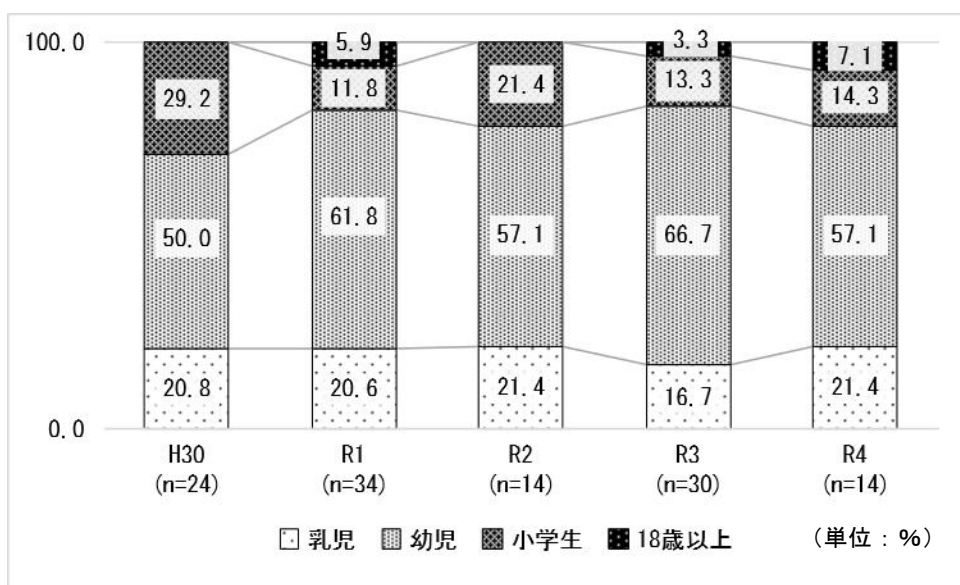
図表 10 一時保護者のうち「本人」の年代別の割合



一時保護者のうち「同伴者」（実人員）については、令和4年度は「幼児」の割合が最も高く 57.1%となっており、小学生以下（「小学生」＋「幼児」＋「乳児」）の割合は、92.8%となっています。

過去5年間を通して見ると、「幼児」の割合が最も高く、毎年5割以上を占めており、「乳児」及び「小学生」も毎年2割程度を占めている状況となっています。

図表 11 一時保護者のうち「同伴者」の年代別の割合



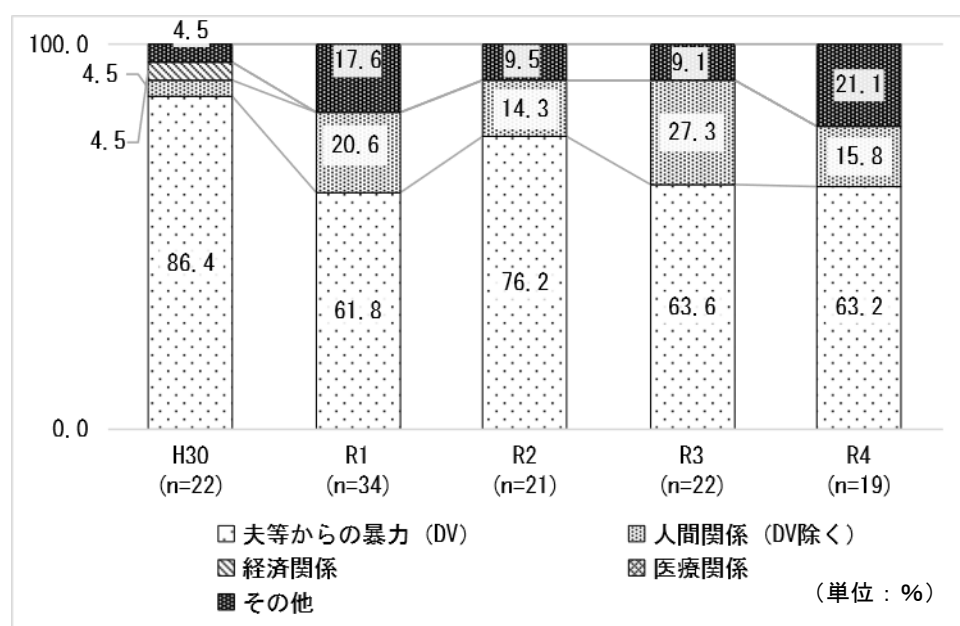
※中高生については、過去5年間で実績なし。

（３）一時保護の理由ごとの割合（新規入所者に限る）

令和４年度における、一時保護所における新規入所者の一時保護の理由としては「夫等からの暴力（ＤＶ）」の割合が63.2%と、最も高くなっています。

また、「経済関係」及び「医療関係」を理由とした一時保護の割合は過去５年間を通してほとんどない状況となっています。

図表 12 一時保護の理由ごとの割合



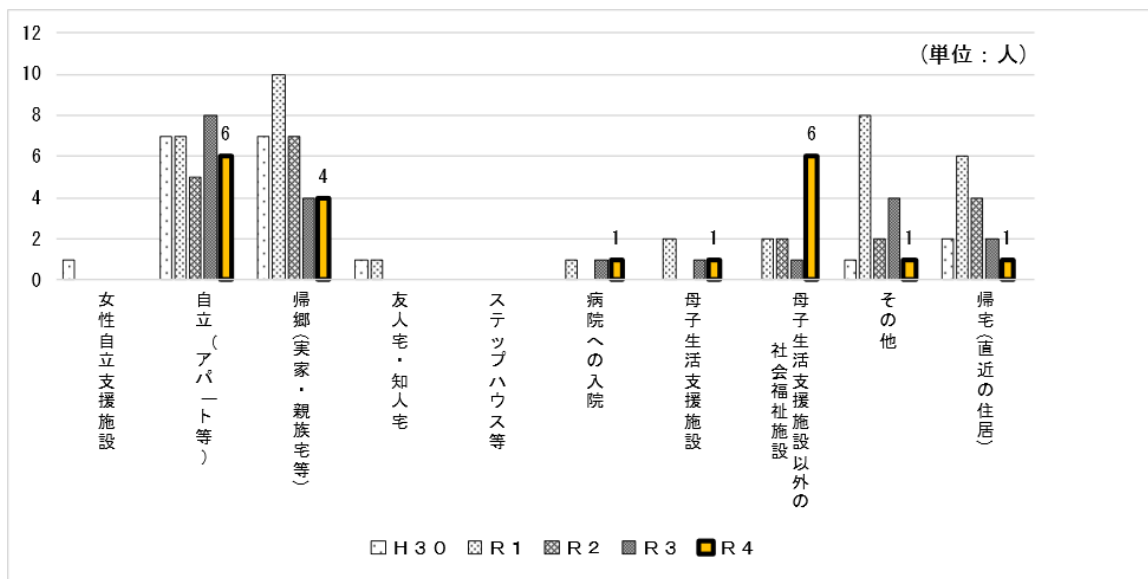
人間関係（ＤＶ除く）：離婚問題、子・親・恋人からの暴力、ストーカー被害等
 経済関係：生活困窮、借金等
 医療関係：病気（精神的なものを含む）、妊娠・出産等
 その他：住居問題、帰宅先なし、売春強要等

(4) 一時保護所退所者の状況

令和4年度における一時保護所退所者(20名)(下図太枠)の状況については、「自立」及び「母子生活支援施設以外の社会福祉施設」が最も多く、各々6人となっています。

過去5年間の平均で見ると「自立」及び「帰郷」が多くなっており、元の住居に戻る「帰宅」については過去5年間の平均で3人となっています。

図表 13 一時保護所退所者の状況



図表 14 一時保護退所者の状況(過去5年間の平均)

(単位: 人)

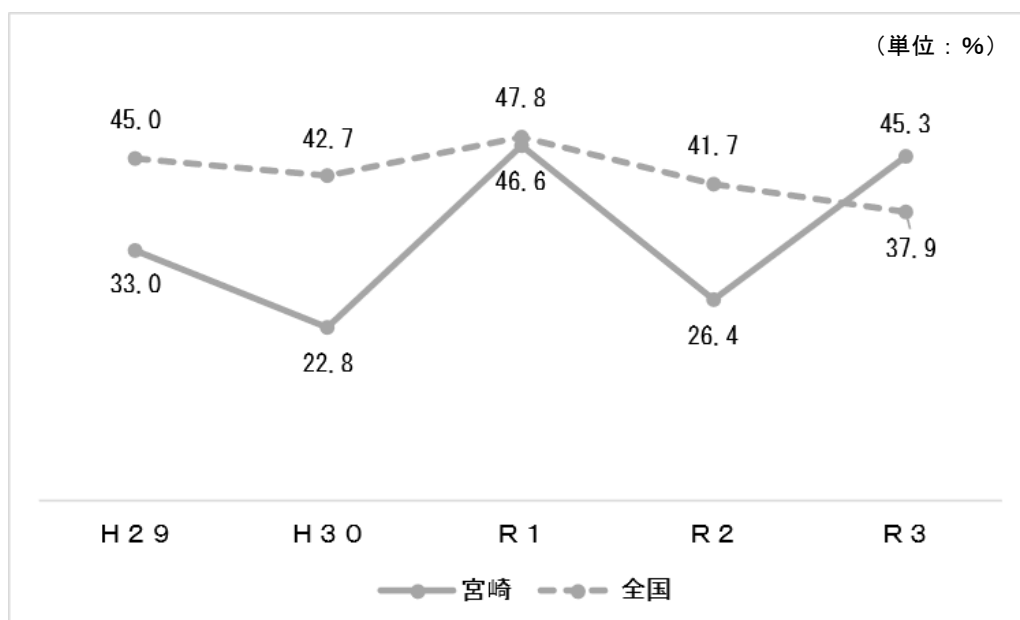
女性自立支援施設	自立	帰郷	友人宅・知人宅	ステップハウス等	病院への入院	母子生活支援施設	母子生活支援施設以外の社会福祉施設	その他	帰宅
0.2	6.6	6.4	0.4	0.0	0.6	0.8	2.2	3.2	3.0

（５）相談件数に対する一時保護者数の割合

令和３年度における女性相談支援センターの相談件数（延べ）に対する一時保護者数（延べ：本人）の割合は、45.3%となっており、全国の37.9%より高い状況となっています。

一方で、過去５年間の推移をみると、令和３年度を除いて全国の数字より低い状況となっており、過去５年間の平均では約10%全国の数字の割合が高くなっています。

図表 15 女性相談支援センターの相談件数に対する一時保護者数の割合



図表 16 女性相談支援センターの相談件数及び一時保護者数の推移

年 度		H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	平均
宮 崎	相談件数(①)	1,591 件	1,665 件	1,668 件	1,394 件	858 件	
	一時保護者数(②) ※本人のみ	525 人	379 人	778 人	368 人	389 人	
	②／①	33.0%	22.8%	46.6%	26.4%	45.3%	34.8%
全 国	相談件数(③)	143,603 件	148,992 件	140,739 件	144,903 件	137,698 件	
	一時保護者数(④) ※本人のみ	64,559 人	63,553 人	67,319 人	60,438 人	52,128 人	
	④／③	45.0%	42.7%	47.8%	41.7%	37.9%	43.0%

※ 相談件数、一時保護者数ともに延べ数。

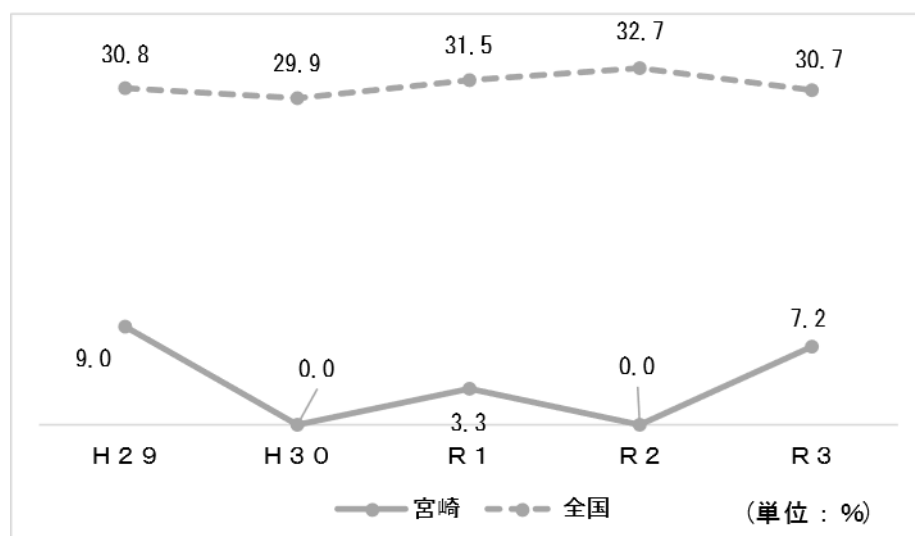
※ 令和４年度については、全国の数字が未公表。

(6) 一時保護者数に対する一時保護委託数の割合

令和3年度における女性相談支援センターの一時保護者数（延べ：本人）のうち、外部に委託している割合は7.2%となっており、全国の30.7%と比較すると低い状況となっています。

また、過去5年間で比較すると、全ての年度において全国の割合より低くなっており、平均では30%程度低くなっています。

図表 17 一時保護者数に対する一時保護委託数の割合



図表 18 一時保護者数及び一時保護委託数の割合

年 度		H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	平均
宮 崎	一時保護者数(①)	525 人	379 人	778 人	368 人	389 人	3.9%
	一時保護委託数(②)	47 人	0 人	26 人	0 人	28 人	
	②／①	9.0%	0.0%	3.3%	0.0%	7.2%	
全 国	一時保護者数(③)	64,559 人	63,553 人	67,319 人	60,438 人	52,128 人	31.1%
	一時保護委託数(④)	19,857 人	18,987 人	21,194 人	19,757 人	16,027 人	
	④／③	30.8%	29.9%	31.5%	32.7%	30.7%	

※ 一時保護者数、一時保護委託数ともに延べ数。

※ 令和4年度については、全国の数字が未公表。

3 その他の相談機関の現状について

(1) 市町村の女性相談支援員の設置自治体数

令和4年度において、女性相談支援員等（※）を設置している市町村の数は、6自治体となっており、平成30年度の2自治体から4自治体の増加となっています。

図表19 女性相談支援員の設置自治体数の推移 (単位：自治体)

年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
女性相談支援員 設置自治体数	2	2	4	6	6

令和4年度時点：宮崎市、都城市、日向市、えびの市、三股町、国富町

※売春防止法上、町村については婦人相談員の設置が規定されていないため、

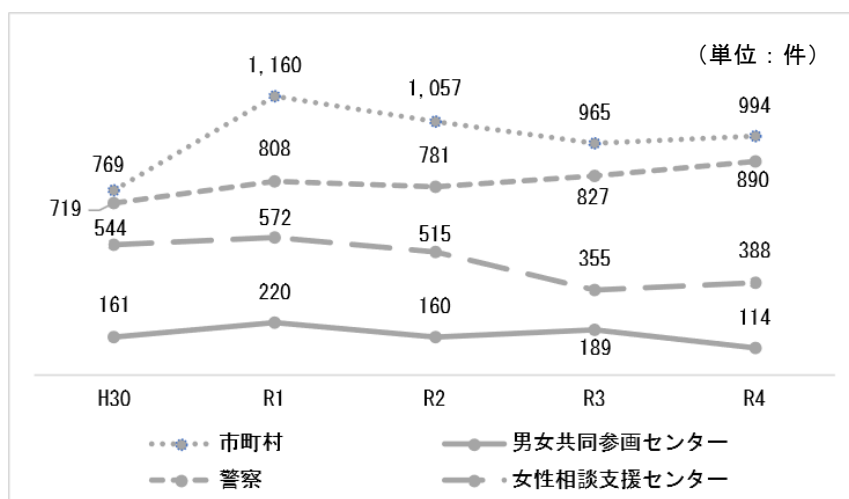
図表19については、町は女性相談専門の相談員という整理となる。

(2) その他関係機関のDV相談件数

令和4年度における関係機関のDV相談件数（延べ）においては、「市町村」の相談件数（県内全市町村の相談件数の合計）が最も多く994件となっており、次いで「警察」の相談件数が890件となっています。

過去5年間の推移では、「警察」の相談件数は増加傾向にある一方で、「女性相談支援センター」をはじめとした他の相談機関の相談件数は減少傾向となっています。

図表20 各機関におけるDV相談件数の推移



4 女性自立支援施設の現状について

(1) 入寮者数の状況

令和4年度における女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の入寮はありませんでした。過去5年間では、令和元年度に退寮して以降、入寮はない状況となっています。

図表 21 女性自立支援施設入寮者数の推移 (単位：人)

年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
実人員	1	1	0	0	0
延人員	1 1 9	5	0	0	0

(2) 年齢別の入寮者数

平成30年度及び令和元年度の入寮者は50歳代となっています。

図表 22 年齢別の女性自立支援施設入寮者数の推移 (単位：人)

年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
20 歳未満	—	—	—	—	—
20 歳代	—	—	—	—	—
30 歳代	—	—	—	—	—
40 歳代	—	—	—	—	—
50 歳代	1	1	—	—	—
60 歳代	—	—	—	—	—
70 歳以上	—	—	—	—	—

※平成30年度の入寮者が令和元年度まで入寮している。

(3) 理由別の退寮者数

令和元年度の退寮者の退寮理由は「就職・自立」となっています。

図表 23 女性自立支援施設入寮者の退寮理由別状況 (単位：人)

	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
就職・自立	—	1	—	—	—
帰宅・帰郷	—	—	—	—	—
結婚	—	—	—	—	—
他機関移送	—	—	—	—	—
無断退寮	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—

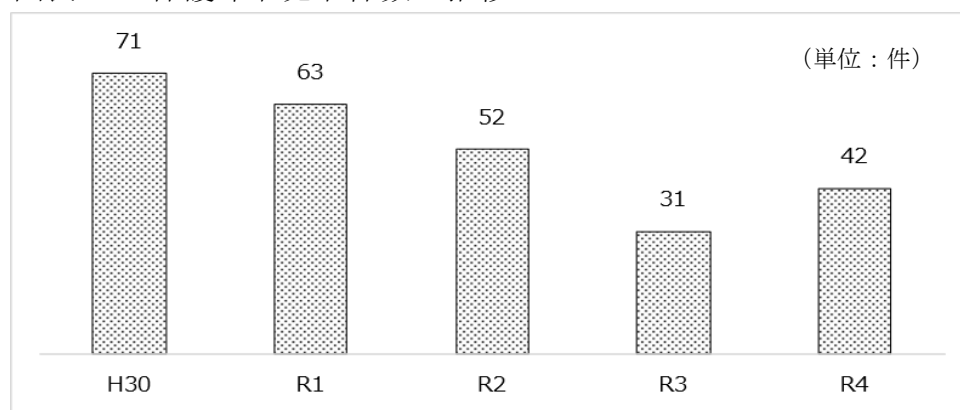
5 保護命令の現状について

(1) 本県の保護命令発令件数

宮崎地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、DV防止法が施行された平成13年10月から平成17年までは10件程度でしたが、平成18年以降増加しており、平成30年から令和4年の発令件数は図表24のとおりです。

直近5カ年では減少傾向となっており、令和4年は42件となっています。

図表24 保護命令発令件数の推移

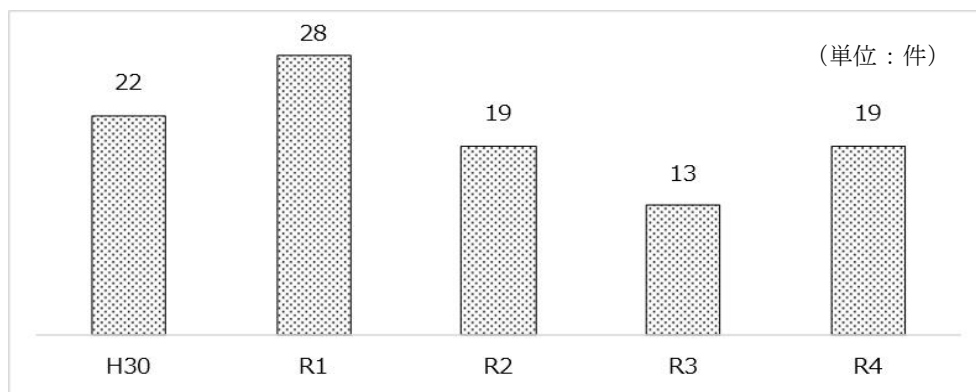


※ 調査期間は「年間」（「年度」ではない）。 (宮崎地方裁判所調べ)

(2) 女性相談支援センターが支援した保護命令発令件数

令和4年度においては、女性相談支援センターが支援を行ったうち、保護命令が発令された件数は19件となっています。

図表25 女性相談支援センターが支援したケースのうち保護命令が発令された件数



※ 調査期間は「年度」。

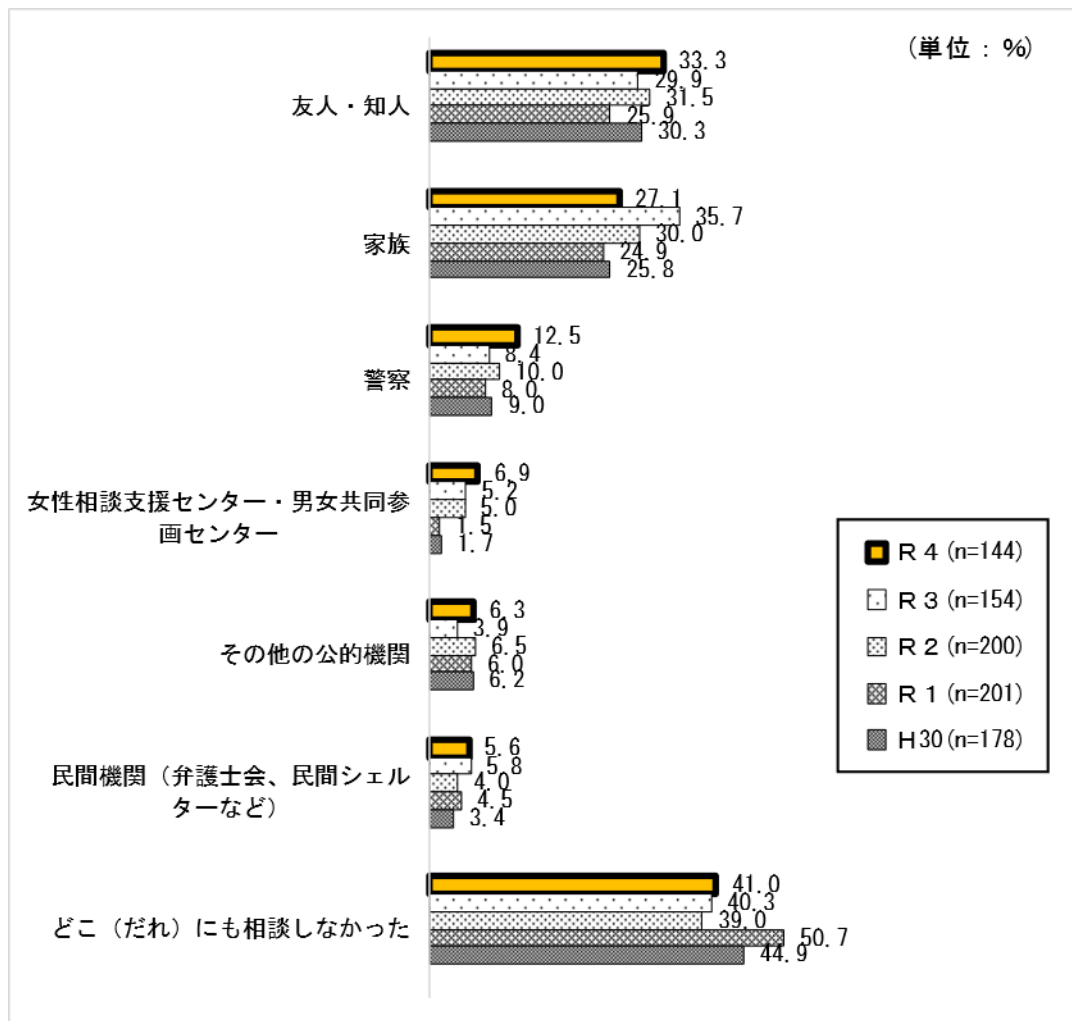
6 県民のDVに関する意識

(1) DV被害者の相談先

令和4年度に18歳以上の3,500人を住民基本台帳から無作為に抽出して実施した「宮崎県県民意識調査」の結果によると、「配偶者等からの暴力を受けた人（全体から「暴力を受けたことはない」及び「無回答」を差し引いたもの）」は全体の12.8%で、うち配偶者等からの暴力を受けた時の相談先について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が41.0%と最も多く、次いで「友人・知人」が33.3%、「家族」が27.1%という結果となりました。

関係機関では「警察」が最も多く12.5%、次いで「女性相談支援センター・男女共同参画センター」が6.9%となっています。

図表 26 DV被害の相談先（複数回答）

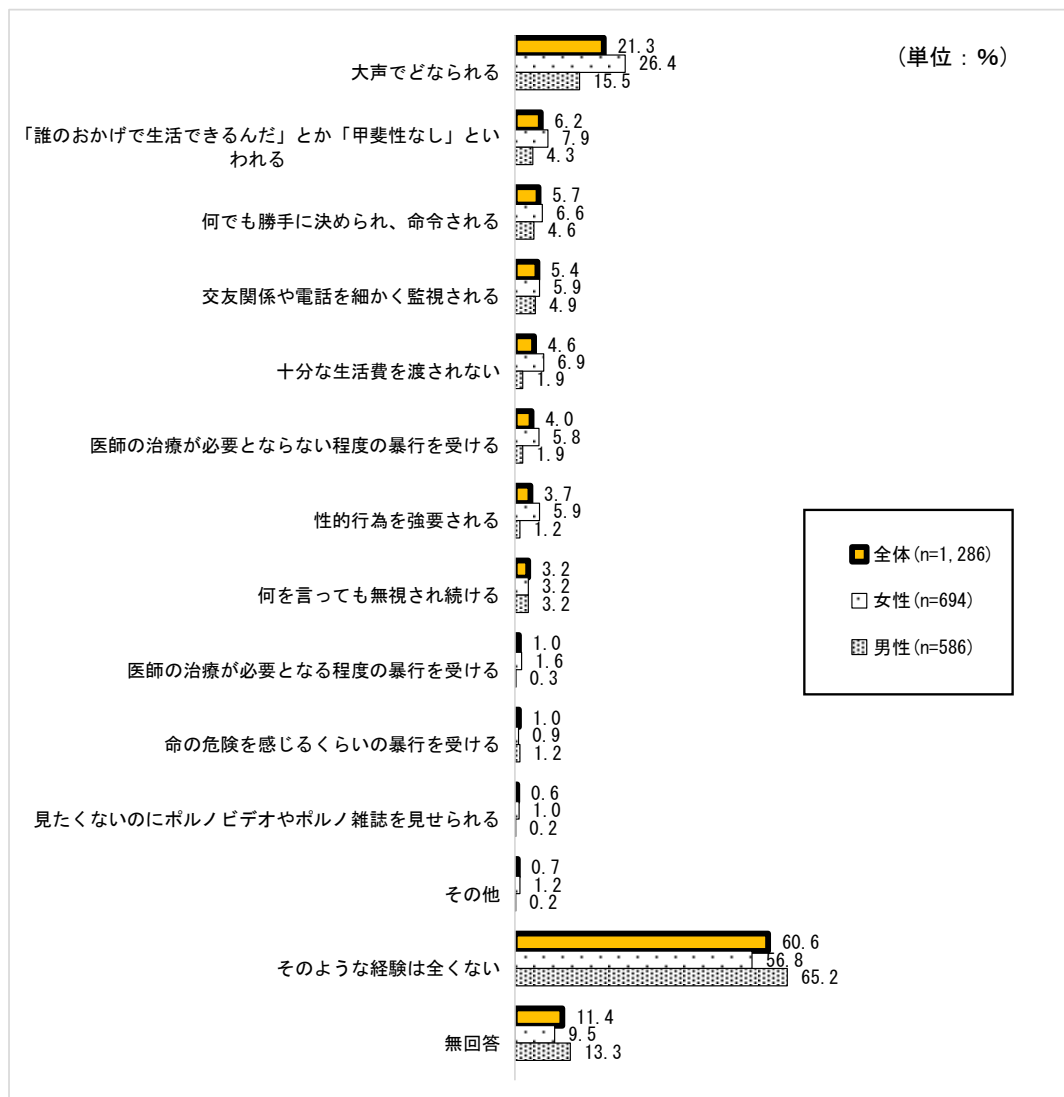


(2) DV被害者の被害の状況

令和2年度に18歳以上の男女3,000人（男女各1,500人）を無作為に抽出して実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」の結果（下図太枠箇所）によると、何らかの暴力を受けたことがある人のうち、暴力を受けた行為は、「大声でどなられる」が21.3%と最も多く、次いで「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性なし」といわれる」が6.2%、「何でも勝手に決められ、命令される」が5.7%となっています。

また、性別で比較すると、全体的には女性の方が被害にあっていると回答している割合が多くなっています。

図表 27 被害の状況（複数回答）

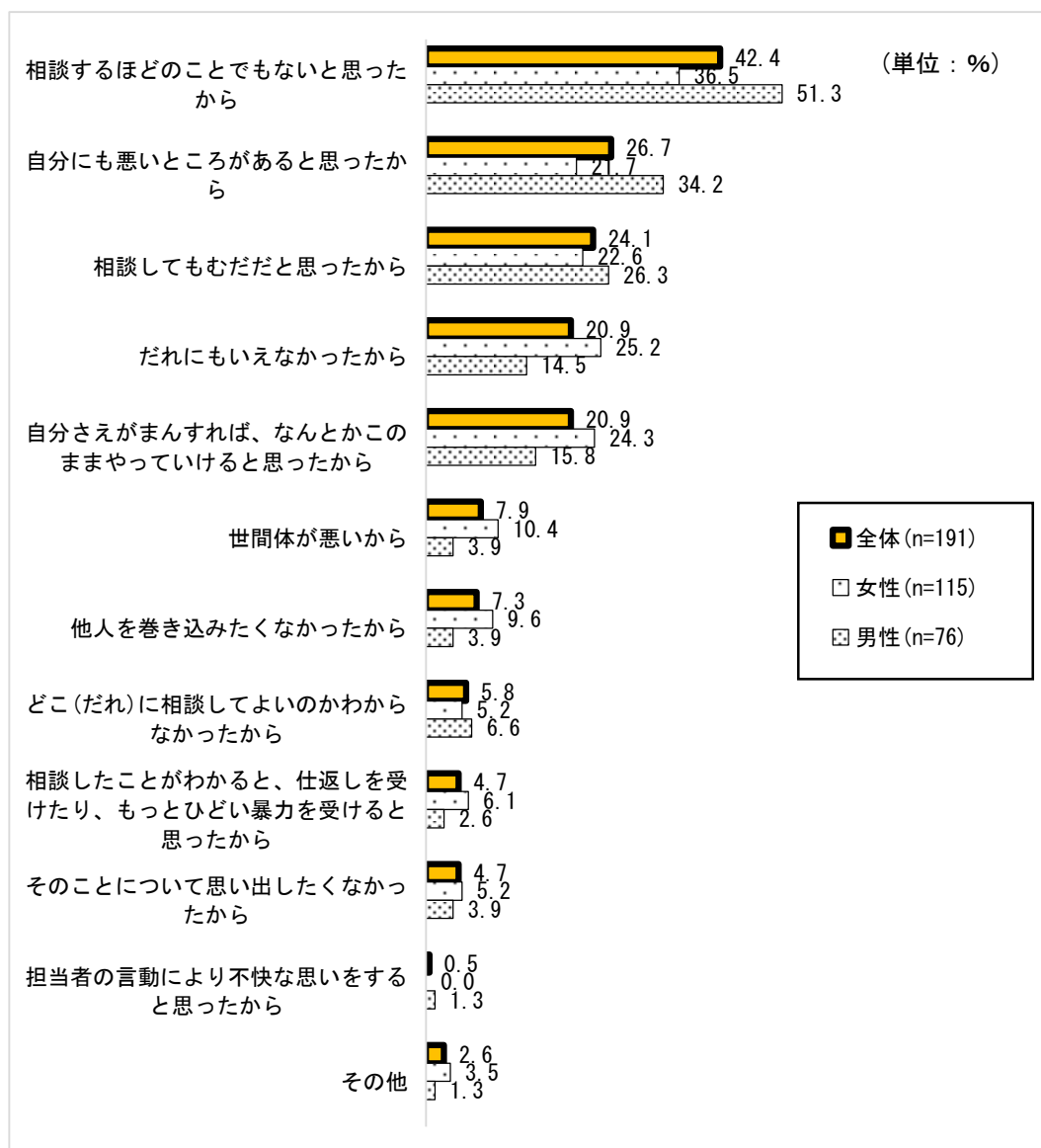


(3) DV被害者が相談しなかった理由

令和2年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」の結果（下図太枠箇所）によると、相談しなかった理由については、「相談するほどのことでもないと思ったから」が42.4%と最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が26.7%、「相談してもむだだと思ったから」が24.1%となっています。

性別で比較すると、回答割合の多い上位3つの質問項目については、女性よりも男性において回答割合が多くなっています。

図表 28 相談しなかった理由（複数回答）

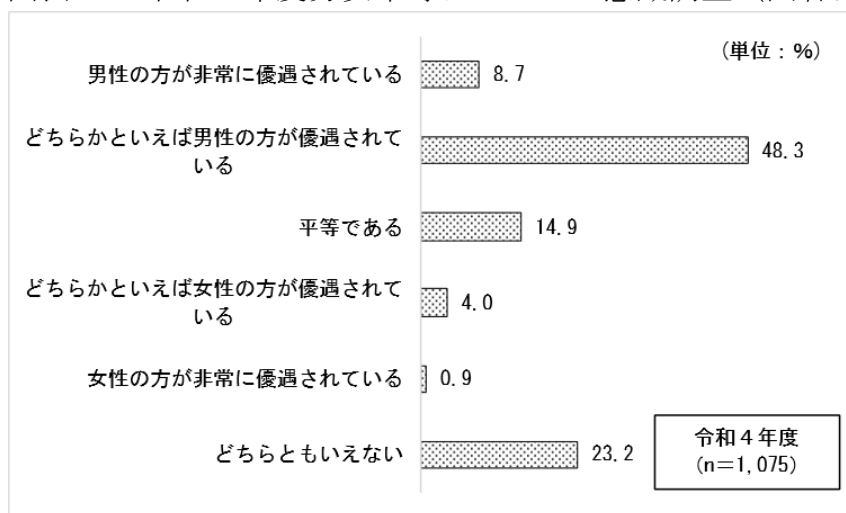


7 男女平等に関する意識

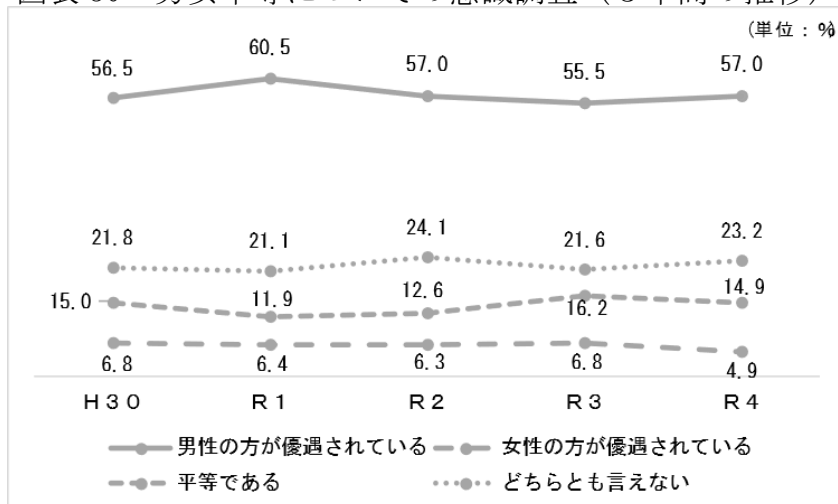
令和4年度に行われた「宮崎県県民意識調査」において「社会全体において、男女は平等になっていると思いますか」という質問に対し、男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した割合が57.0%と、半数を超えており、「平等である」と回答した割合は14.9%となっています。

過去5年間の推移を見ると、あまり大きな変化は見られません。

図表 29 令和4年度男女平等についての意識調査（回答は1つのみ）



図表 30 男女平等についての意識調査（5年間の推移）



※男性の方が優遇されている

= 「男性の方が非常に優遇されている」 + 「どちらかといえば男性の方が優遇されている」

※女性の方が優遇されている

= 「女性の方が非常に優遇されている」 + 「どちらかといえば女性の方が優遇されている」

第3章 計画の基本的考え方

1 本計画の目指す将来像

一人ひとりの人権が尊重され、安心かつ自立して生活ができる社会

一人ひとりの人権が尊重されることにより、本県のすべての女性が自立した生活を送れる社会の実現を目指すとともに、DVの根絶された誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 支援の基本的な考え方

(1) 困難な問題を抱える女性等への支援について

本人の心身の安全・安心に配慮しつつ最大限にその意思を尊重し、本人の立場に寄り添って、相談やアウトリーチ等による発見から相談へつないでいくことが重要です。また、一人ひとりのニーズに応じて、施設等への入所、生活支援や被害からの回復支援を行い、地域生活への移行や自立支援まで、地域の関係機関等が連携・協働して包括的な支援を実施します。

① 支援対象者に寄り添った支援

- 支援対象者が自己決定できるよう十分な情報提供に基づく、丁寧なソーシャルワークを行います。
- 幅広い年齢層の女性それぞれのライフステージに合わせて寄り添った支援を行います。
- 支援対象者の多くが精神や身体を傷つけられ、自らの意思や希望等を表出することが難しい状況に置かれている場合も多いため、自立を困難にしている諸要因を理解した上で支援を行います。

② 関係機関の連携による充実した支援

- 関係機関が十分に協働・連携を図りながら支援が途切れないよう寄り添った支援を行い、支援が途切れても繰り返しつながり支えていくように取り組みます。
- 行政機関に支援を求めることができない、あるいは求めない女性の存在に留意し、アウトリーチ等を積極的に行う民間団体とも連携した支援対象者の早期発見に取り組みます。
- 関係機関の連携の際には、個人の情報について共有することが必要となるため、支援調整会議の柔軟かつ機動的な活用等を検討します。

(2) DV被害者への支援について

特に、DV被害者については、上記「(1) 困難な問題を抱える女性への支援について」のほか、以下のような視点を持って支援に取り組めます。

① 被害者の立場に立った切れ目のない支援

DVの防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援に取り組めます。

② 安全の確保への配慮

情報管理の徹底等、被害者及びその親族、支援者等の関係者の安全の確保を常に考慮します。

3 実施する施策の基本目標

基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性等が自立して生活できる社会づくり

支援対象者が自立して生活できる社会を実現するために、支援対象者自身が、支援施策等について知るとともに、自立して過ごすことができる生活基盤を整備するため、県民一人ひとりが、DVをはじめとした問題について正しく理解してもらえるよう、啓発活動等に取り組みます。

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

支援対象者の抱える様々な問題に対応する必要があることから、女性相談支援センターや市町村の女性相談支援員をはじめとした、女性支援に携わる機関の相談員においては、積極的に研修等を受講するなど、今まで以上に相談支援に係る専門的な技術等の習得に努め、支援対象者の立場に寄り添って、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針を検討し、関係機関との連携を図りながら相談支援に取り組みます。

基本目標Ⅲ 迅速、安全かつニーズに応じた保護

必要な医療的、心理的ケアを行うとともに、必要に応じて適切な一時保護を実施し、同伴児等にも配慮した支援に取り組んでいきます。DV被害者等の支援に関しては、警察と連携を図りながら安全確保に努めていくとともに、必要に応じて保護命令の活用を図ります。

基本目標Ⅳ 自立の支援

支援対象者が、それまでの生活の場を離れて自立し、新たな場所で安心して生活するために、住宅の確保、経済基盤の確立（就労含む）、心の健康などについての支援に取り組むとともに、市町村における各種の手續等が支援対象者の負担とならないよう、市町村や民間団体等と連携し円滑に自立に繋げていけるよう取り組みます。

4 支援の体制等

(1) 支援体制について

支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、支援対象者本人を中心に、連携・協働することが重要です。

また、令和5年度まで開催していたDV被害者保護支援ネットワーク会議を困難女性支援法に基づく支援調整会議及びDV防止法に基づく協議会として位置付け、関係機関同士の密接な連携の下、支援に取り組んでいきます。

(2) 適切かつ迅速な苦情解決の仕組みの確立について

関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努める必要があります。

このため、警察においては、苦情処理制度により、被害者からの苦情に対して適切かつ迅速な処理を行っています。

また、女性自立支援施設においても、苦情処理制度の整備を行い、被害者からの苦情に対して適切かつ迅速に対応することとしています。

今後は、その他の関係機関においても、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、円滑・円満な解決や信頼性、適正性の確保を図るように努める必要があります。

(3) 調査研究等の推進

以下の点について調査研究等の推進を検討します。

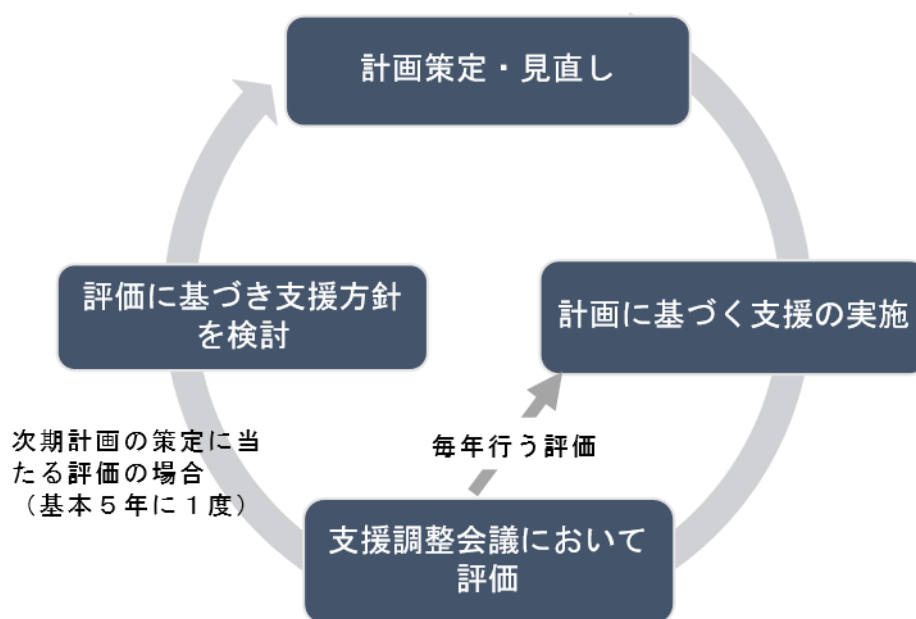
- 本県においては、女性自立支援施設の有効活用が進んでいないことから、支援調整会議などで関係機関の意見を聴くなどして、活用方法について検討していきます。
- 支援調整会議の効果的な設置・運営の在り方について適宜検討します。
- 関係機関の役割と支援の在り方について、支援調整会議等を活用して随時見直しを行うとともに、民間団体の役割・連携について、他県の先進事例等の調査研究を行います。

5 計画の見直し・評価について

(1) 評価

毎年、支援調整会議の全体会議において、計画の目標達成状況について評価を行い、必要に応じて支援の在り方を見直します。

また、次の基本計画の策定に当たっては、基本計画の運営期間の満了前に、基本計画に定めた施策について評価を行います。評価の際には支援調整会議において関係機関の意見を聴取すること等により実施します。



(2) 評価結果の公表

次の基本計画の策定に当たり、基本計画の運営期間の満了前に、基本計画に定めた施策について行った評価により得られた結果について公表します。

第4章 具体的施策の展開

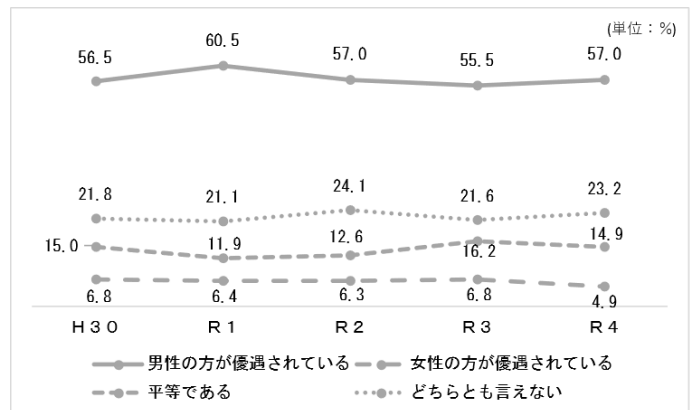
1 具体的施策

基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性等が自立して生活できる社会づくり

重点目標1 困難な問題を抱える女性等への支援窓口等の周知や自立して生活できる社会づくりのための教育啓発の推進

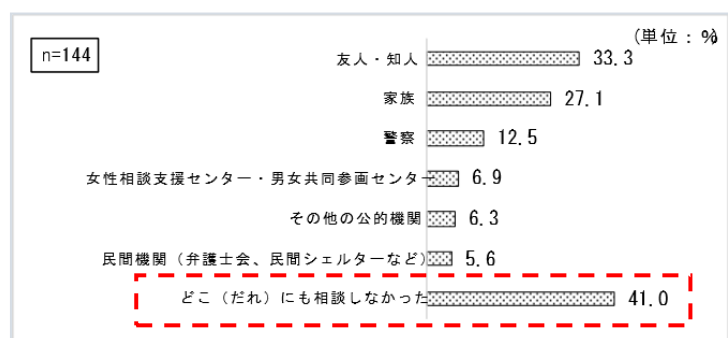
現 状

- 令和4年度の「宮崎県県民意識調査」において、「男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）」と回答した割合が57.0%、「平等である」と回答した割合が14.9%となっています。この数字は5年前の平成30年度と比較してあまり変わっておらず、



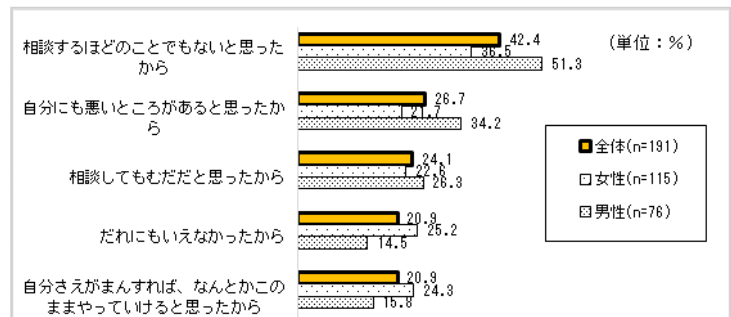
（再掲）図表 30 男女平等についての意識調査（5年間の推移）

- 支援対象者が自立して生活するための環境を整備する取組が、今後も一層必要であると考えられます。
- 女性相談支援センターへの相談件数は898件と、平成30年度の1,665件から約半分に減っている一方で、令和4年度の「宮崎県県民意識調査」において、配偶者等からの暴力を受けた人のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した割合は41.0%と高くなっていることから、女性相談支援センターをはじめとした相談窓口に繋がらない支援対象者が一定数いることが考えられます。



（再掲）図表 26 DV被害の相談先（令和4年度抜粋）

- 令和２年度の「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」の結果によると、DV等の被害者のうち、どこにも相談していないと回答した人の理由としては、「相談するほどのことでもないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」「相談してもむだだったと思ったから」等が多くなっており、支援対象者自身のDVに対する認識や支援制度への理解が不足していることが懸念されます。また、回答割合の多い上位３つの質問項目については、男性の回答割合が多いことから、男性のDV被害者に対する周知・啓発も求められます。



(再掲) 図表 28 相談しなかった理由(上位 5 項目抜粋)

課題・支援方針

支援対象者が自立して生活できる社会を実現するために、まずは支援対象者自身が、相談窓口や支援施策について知るとともに、自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合には支援を受けることができるといった意識の醸成を図る必要があります。

特にDVの防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力について考える機会を積極的に提供することが有用であるとされていることから、関係機関との連携や民間団体の協力などにより、中学・高校・大学生等の若年層を対象とした早期の啓発や教育を行うことが重要です。

また、支援対象者が自立して過ごすことができる生活基盤を整備するために、県民一人ひとりに対して、DVをはじめとした問題について正しく理解してもらえるよう、啓発活動に取り組むことが重要となります。

このほか、令和 6 年 4 月施行の改正DV防止法により精神的DVも保護命令の対象になっていること等についても、その周知を図ることが必要です。

具体的取組（今後進めていく取組を含む）

具体的取組 1 困難な問題を抱える女性等への支援施策等の周知啓発の推進

- ① 啓発カードやリーフレットの作成・配布などにより、支援対象者が相談窓口につながるよう周知啓発に取り組みます。
（生活・協働・男女参画課）
（こども家庭課）
- ② 外国人や障がい者にも相談窓口や支援施策等の情報が行き渡るよう、みやざき外国人サポートセンターなどの関連施設での周知啓発に取り組みます。
（障がい福祉課）
（国際・経済交流課）
- ③ 被害者の支援に関する広報・啓発を強化するとともに、性暴力被害者への精神的、経済的支援など、総合的な支援を推進します。
（生活・協働・男女参画課）

具体的取組 2 DV等の防止を目的とした若年層に対する周知啓発の推進

- ① 相談窓口や支援施策等について、民間団体の持つ広報媒体やネットワークを活かして、若年層を中心に周知啓発に取り組みます。
（生活・協働・男女参画課）
（こども家庭課）
- ② 中学生・高校生・大学生等を対象に交際相手からの暴力（デートDV）防止講座等を実施するとともに、啓発リーフレット等を作成・配布するなど、未然防止対策を推進します。
（生活・協働・男女参画課）
（スポーツ振興課）
- ③ 「若年層の性暴力被害予防月間」のほか、様々な機会をとらえ、性犯罪・性暴力は決して許されるものではないという社会の意識を醸成するとともに、未然に防止するための広報・啓発活動を推進します。
（生活・協働・男女参画課）

具体的取組 3 困難な問題を抱える女性等の生活基盤整備のための県民への周知啓発の推進

- ① 「女性に対する暴力をなくす運動」期間など、様々な機会をとらえ、男女共同参画センターにおけるDV防止講座の開催など、DVを未然に防止するための広報・啓発を推進します。
(生活・協働・男女参画課)
- ② 男女が個人として尊重され、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画づくりを推進するための広報・啓発を推進します。
(生活・協働・男女参画課)
- ③ 学校教育、家庭教育及び社会教育において、人権を尊重する意識を高め、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。
(生活・協働・男女参画課)
(人権同和教育課)
(生涯学習課)
- ④ 人権出前講座等の開催により、県民に対する人権教育・啓発を推進します。
(人権同和対策課)
- ⑤ 住民に近い市町村における広報等を活用して周知啓発ができるよう市町村と連携して取り組みます。
(生活・協働・男女参画課)
(こども家庭課)
- ⑥ 女性・子ども等に対する暴力の未然防止に関する知識を持つアドバイザーの学校、自治体等への派遣を行い、暴力の未然防止に取り組みます。
(生活・協働・男女参画課)

基本目標Ⅰに係る成果指標について

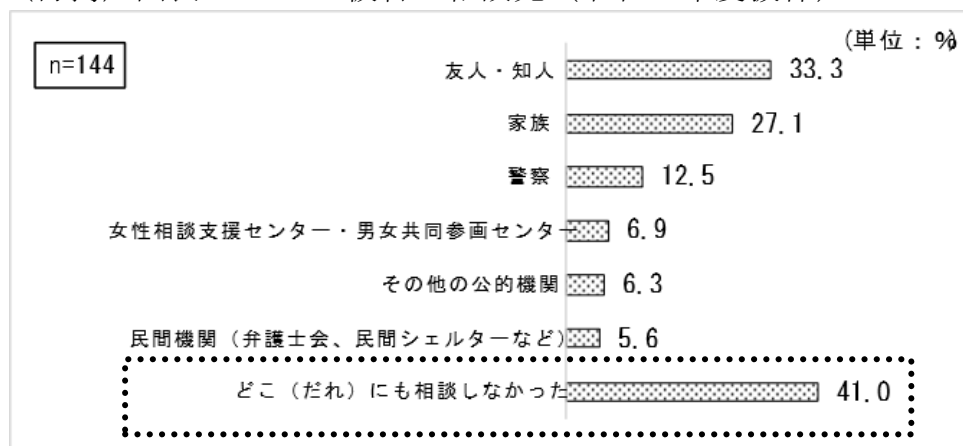
成果指標 1 DV被害者等がどこ（だれ）にも相談しなかった割合

【概要】

宮崎県県民意識調査の「あなたは、配偶者又は恋人から暴力を受けて、どこか（だれか）に相談したことがありますか」という質問において、暴力を受けたことがある人（全体から「暴力を受けたことはない」及び「無回答」を除いた数）のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した割合（下図点線枠）。



（再掲）図表 26 DV被害の相談先（令和4年度抜粋）



基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

重点目標2 人材育成・研修による相談体制の充実

現 状

- 女性相談支援センターには女性相談支援員4名、DV被害者自立支援員1名、電話相談員2名を配置するとともに、平日夜間及び土曜日・日曜日についても電話相談を受け付けるなどの相談体制を整えています。
- 市町村においては、令和5年4月1日時点で5市2町において女性支援専門の相談員が配置されており、相談窓口を設けて支援に取り組んでいます。
- その他の市町村においては、専門の相談窓口はないものの、女性支援の所管課が相談対応等の支援に取り組んでいます。

課題・支援方針

困難女性支援法においては、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難を抱える女性を支援対象としていることから、その支援を行う女性相談支援員をはじめとした被害者の相談や支援に携わる関係機関の職員には、女性の様々な困難に対処できるよう社会福祉に関する知識や、相談支援に関する専門的な技術・経験が求められています。女性相談支援員等の人材確保や、女性相談支援員等の処遇改善についても必要に応じて取り組んでいくことが重要であるほか、女性の抱える困難が多岐にわたることから、関係機関同士が情報共有を行い、上手く連携して支援を行っていくことが必要です。

DVについては、外部からその発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、被害が深刻化しやすいという特性があります。被害者の相談や支援に携わる関係機関の職員には、これらの特性を十分理解した上で、被害者の置かれた立場や個人情報の保護等に配慮して職務を行うことが必要です。

特に被害者と直接接する場合は、不安感を抱えながら相談に訪れる被害者が、安心して相談できるように配慮するとともに、被害者に対して不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害が生じることのないよう配慮することが必要です。

具体的取組（今後進めていく取組を含む）

具体的取組 1 相談員等への研修などによる支援スキルの強化

- ① 女性相談支援員が各種制度を熟知した上で被害者に対する適切な助言等を行えるよう、引き続き全国婦人相談員・心理判定員研究協議会等の関係会議への計画的な派遣を行うなど、女性相談支援員の資質の向上を図ります。
(こども家庭課)
- ② 市町村、福祉事務所、保健所、警察署、民間団体等の相談担当職員を対象に、被害者の二次的被害防止のためのケースワークを中心とした実務研修を行います。さらに、被害者の安全確保を最優先とし、被害者の意思を尊重した自立支援が実践できるよう関連支援情報について研修を行います。
(こども家庭課)
(女性相談支援センター)
- ③ 事例によっては、女性相談支援員が代理受傷を体験したり、バーンアウト状態に陥ったりすることもあることから、女性相談支援員同士のピアカウンセリング等の精神的なケアの体制整備について検討します。さらに、外部の専門家を交えた事例検討会を実施するなど、女性相談支援員の援助技術の向上を図ります。
(こども家庭課)

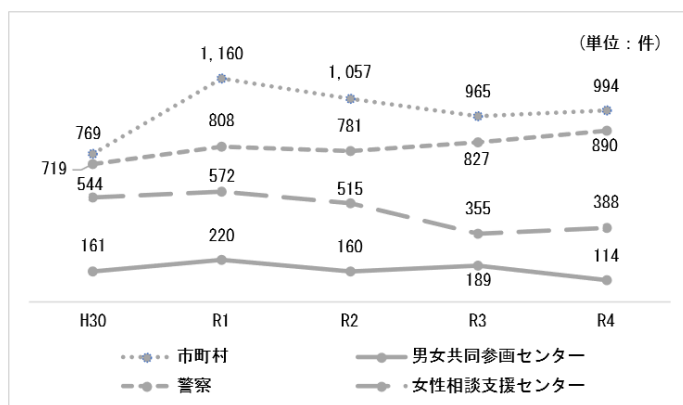
具体的取組 2 関係機関との情報共有及び連携による相談体制の強化

- ① 研修等を通じて、DV関連情報について教職員への周知を図ります。
(生活・協働・男女参画課)
(人権同和教育課)
- ② 支援調整会議において、研修の時間を設けること等により、同会議の構成機関における支援に関する理解の深化を促すとともに、情報共有を行うことで、構成機関同士の連携強化を図ります。
(こども家庭課)
(女性相談支援センター)
- ③ 相談機能の充実を図るとともに、地区別の支援調整会議などを活用して児童相談所や市町村との連携を強化します。また、市町村においては児童福祉部門等の関連部署とも連携を図るよう促します。
(こども家庭課)
(女性相談支援センター)

重点目標 3 関係機関における相談体制の充実

現 状

- 女性相談支援センターはDV防止法に定める配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設として被害者からの相談にも対応しています。
- 男女共同参画センターでは、土曜日にも相談を受け付けるなど、相談しやすい体制の整備を図っています。
- 令和4年度末時点でDV防止法に基づく計画を策定している県内の市町村は25市町村となっており、女性支援の所管課が中心となり相談などの支援に取り組んでいます。
- 警察においては、警察本部内にストーカー・DV事案等に対応する「人身安全対策課」を、県内13警察署にストーカー・DV対策係をそれぞれ設置して相談体制を強化し、事案に応じて関係所属と連携を図りながら、被害者等の保護を最優先に防犯指導、関係機関・団体等の紹介、被害者等の要望等を踏まえた上で相手方への指導警告、事件検挙等の措置を迅速・的確に講じています。
- 令和4年度に行われた「宮崎県県民意識調査」によると、DV等を受けた人のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答している人が41.0%いることから、相談機関に繋がっていない潜在的な支援対象者が一定数いることが想定されます。そのような中、過去5年間の相談機関ごとのDV相談件数の推移では、警察への相談が増加している一方で、女性相談支援センター、男女共同参画センター、市町村への相談については、横ばいないし微減といった状況となっており、全体的に見ると、支援対象者が相談しやすい体制が整えられているとは言い難い状況となっています。



(再掲) 図表 20 各機関におけるDV相談件数の推移

課題・支援方針

困難女性支援法の施行により、支援対象者の抱える様々な問題に対応する必要があることから、女性相談支援センターや市町村の女性相談支援員等においては、今まで以上に相談支援に係る専門的な技術の習得に努め、本人の立場に寄り添ったアセスメントに基づいて、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針を検討していく必要があります。

特に、女性相談支援センターが中心となり支援体制を構築することはもとより、支援対象者に最も身近な支援機関である市町村においても、支援体制の充実化を図ることが必要です。

また、民間団体の協力の下、SNS等を活用した相談体制の構築やアウトリーチの実施、気軽に立ち寄り安心して自分の気持ちや悩みを話すことができる居場所づくりなど、行政の相談窓口等に相談に行きづらい支援対象者を支援につなげていくための仕組み作りや、相談に来た支援対象者の負担軽減を図るため、個人情報の取扱いには注意しつつ情報共有が速やかに行われるよう関係機関同士の連携を促すための取組が必要です。

性自認が女性であるトランスジェンダーの人については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等と連携した支援が必要です。

DVに関しては、性別や国籍、障がい、年齢等によって支援に格差が出ないように被害者の立場に立った配慮のある支援を行います。

配偶者暴力相談支援センターが県内に1か所しかないこと、被害者の利便性、配偶者暴力相談支援センターへの相談が保護命令適用の要件の一つとされていること等を踏まえると、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設が被害者の身近に設置されることが望まれます。

また、DV被害者を発見した場合の通報について、迅速かつ適切な対応がなされる必要があることや、児童虐待のうち、DVが背景にある家庭もあることを踏まえ、医療機関や児童相談所などの関係機関との連携を緊密にし、潜在化しがちなDVの早期発見や通告につなげる必要があります。

具体的取組（今後進めていく取組を含む）

具体的取組 1 相談者の立場に立った相談機能の充実

- ① 女性相談支援センター、男女共同参画センター、市町村などの相談支援員等の「公的機関で相談を担う職員」は、相談者の意思を最大限に尊重した支援に取り組めるよう、支援調整会議等を活用して支援方針について共有を図ります。
（生活・協働・男女参画課）
（こども家庭課）
（女性相談支援センター）
- ② 心理担当職員や精神科医療機関等の専門機関と連携し、精神的な被害を受けている相談者への回復支援に取り組みます。
（女性相談支援センター）
- ③ 緊急時に110番通報すべき旨や自衛手段を教示するにとどまらず、関係機関の紹介、加害者に対する指導警告等、警察がとり得る各種措置を個別の事案に応じて被害者に教示し、被害者の意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行います。
（警察本部）
- ④ ストーカー被害者や未だ加害者からの危害を加えられる可能性が高い場合など、女性相談支援センターと警察との連携を一層密に行い、身の安全の確保を最優先に、迅速に一時保護を行います。また、DVとして対応する案件であっても、加害者からの復縁等を求めているつきまとい等の行為がある場合には、さらにストーカー規制法による措置を検討します。
（女性相談支援センター）
（警察本部）
- ⑤ 被害者の支援に関する広報・啓発を強化するとともに、性暴力被害者への精神的、経済的支援など、総合的な支援を推進します（再掲）。
（生活・協働・男女参画課）
- ⑥ 女性相談支援センターを中心として、市町村担当職員に対し女性相談支援員との合同研修や勉強会の機会を提供するなど、市町村におけるDV被害者の支援体制の強化・充実を図ります。
（女性相談支援センター）
- ⑦ 市町村における支援に関する窓口を明確にするとともに、市町村における支援調整会議の設置など、市町村の関係課が連携して支援体制を整備するよう働きかけていきます。
（こども家庭課）

- ⑧ 地域の実情等を踏まえ、基本計画の策定を検討する市町村に対して、情報提供などの支援を行います。
(こども家庭課)
- ⑨ 市町村に対して配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置についての働きかけを行うとともに、これを検討する市町村に対しては、相談業務へのアドバイス等の支援を行うなど、被害者にとってより身近な地域での相談機能の充実を図ります。
(こども家庭課)

具体的取組 2 自ら相談することが困難な女性等への対応

- ① 支援につながっていない支援対象者に支援が届けられるよう、インターネットやSNS等による相談対応を行う民間団体を支援します。
(こども家庭課)
(女性相談支援センター)
- ② 女性相談支援センターや市町村などの行政の相談窓口相談しづらいという支援対象者については、民間団体が窓口となり、必要に応じて行政等の支援機関に繋がれるよう連携を図ります。
(こども家庭課)
- ③ 行政の相談窓口に関わりにくい支援対象者のために、気軽に立ち寄り、安心して話のできる居場所づくりについて、民間団体の協力の下、取り組むことを検討します。
(こども家庭課)

具体的取組 3 関係機関の連携・情報共有による相談機能の充実

- ① 相談機能の充実を図るとともに、地区別の支援調整会議などを活用して児童相談所や市町村との連携を強化します。また、市町村においては児童福祉部門等の関連部署とも連携を図るよう促します(再掲)。
(こども家庭課)
(女性相談支援センター)
- ② 女性相談支援センター、市町村、警察等の関係機関の役割分担を明確にし、個人情報の取扱いの整備を検討するなど、円滑な連携ができるように取り組みます。
(こども家庭課)
(女性相談支援センター)
(警察本部)

- ③ 日常の業務を行う中で、身体的暴力や精神的暴力の被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対して、医師会等を通じて被害者を発見した場合の通報や情報提供について周知を図ります。
(こども家庭課)
- ④ 支援対象者の家庭問題など、地域住民の身近な生活課題の相談に対し、必要に応じて関係行政機関につなぐよう民生委員・児童委員に促すとともに、その活動を支援します。
(福祉保健課)
(こども家庭課)
- ⑤ 支援調整会議において、研修の時間を設けること等により、同会議の構成機関における支援に関する理解を促すとともに、情報共有を行うことで、構成機関同士の連携強化を図ります(再掲)。
(こども家庭課)
(女性相談支援センター)

具体的取組 4 D V 被害者における性別、国籍等に関わらない支援の提供

- ① 日本語の不自由な被害者からの相談や一時保護に際し、煩雑な手続や有用となる情報について理解が得られるよう、(公財)宮崎県国際交流協会やみやざき外国人サポートセンター等の協力を得て、外国語での対応について配慮します。また、ビザの取得・延長や不法滞在等にかかる問題について、出入国在留管理庁との連携を図ります。
(国際・経済交流課)
- ② 障害者虐待又は高齢者虐待にあたると思われる場合は、事案に応じて市町村に通報するなど、市町村等との連携を図ります。また、障害者福祉サービス事業所、高齢者等福祉施設との連携を強化し、障害者、高齢者に対する支援の充実を図ります。
(障がい福祉課)
(長寿介護課)
- ③ 生活の本拠を共にする関係以外の交際相手について、婚姻関係に至った場合のDV予防の観点からも、相談窓口の周知を図るとともに相談支援に取り組みます。
(生活・協働・男女参画課)
(こども家庭課)
(女性相談支援センター)

- ④ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害に悩む男性や性的マイノリティの方の相談・支援に対応しやすい環境づくりに努めます。

(女性相談支援センター)

基本目標Ⅱに係る成果指標について

成果指標 2 困難女性支援基本計画を策定している市町村数



成果指標 3 DV対策基本計画を策定している市町村数



成果指標 4 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置数

【概要】

県央・県南、県西、県北の三地域に1箇所ずつ配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者等の保護命令申立てに係る利便性の向上等を図る。

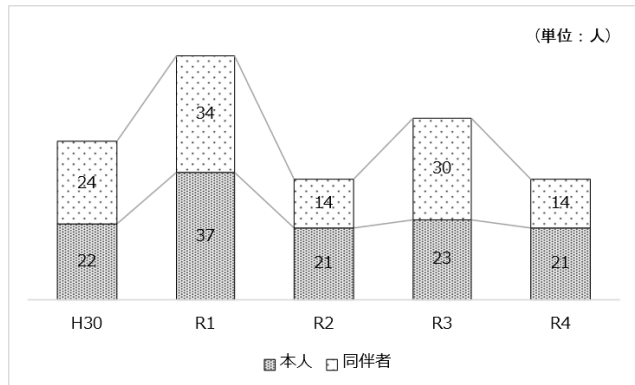


基本目標Ⅲ 迅速、安全かつニーズ応じた保護

重点目標 4 様々なニーズに対応した一時保護

現 状

- 本県の女性相談支援センターでは、令和4年度、実人員で21名（本人のみ）の一時保護を行っており、そのうちDVを原因とする一時保護は14名で、全体の66.7%となっています。過去5年間では、令和元年度を除いて同程度の一時保護（本人のみ）を行っており、DV被害者を保護している割合は、過去5年間を通して6割を超えています。

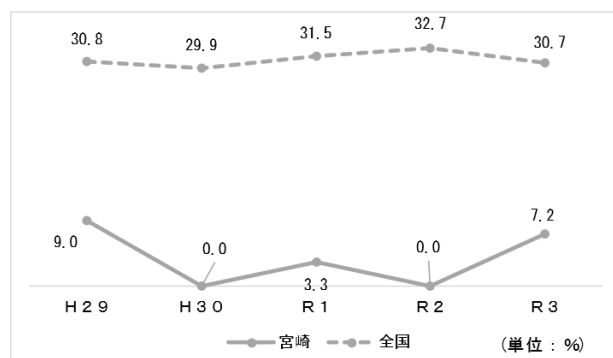


年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
全 体	22	37	21	23	21
D V	19	24	16	16	14
割 合	86.4%	64.9%	76.2%	69.6%	66.7%

(再掲: 上図) 図表7 一時保護所の一時保護者数

(再掲: 下表) 図表9 一時保護者数(本人・実人員)の推移及びDVを原因とする一時保護者数(本人・実人員)の推移

- 一時保護は、女性相談支援センターに設置される一時保護所において行うほか本人の状況等に応じて、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行っています。令和3年度における女性相談支援センターの一時保護件数のうち、委託している割合は、過去5年間の平均で全国の数字より30%程度低くなっています。



(再掲) 図表17 一時保護者数に対する一時保護委託数の割合

- 警察においても緊急的に保護が必要な案件については短期間保護を実施するなどの取組を行っています。
- 一時保護の間に問題が解決できず、引き続き保護が必要な支援対象者に対しては、女性自立支援施設において、自立のための生活支援や就業支援を行い、社会復帰を図るとともに、被害者に同伴する子どもがいる場合は、必要に応じて母子生活支援施設への入所について福祉事務所等との連携に努めています。

課題・支援方針

一時保護に当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるよう配慮するとともに、心身の健康状態等を観察し、必要な医療的、心理的ケアを行うことが重要であり、支援対象者の置かれている状況を整理し、本人の希望・意思を最大限に尊重して今後の支援方針の検討及び決定を行うことが必要です。

支援対象者の状況は、DV被害、妊娠、児童を同伴している等、多様です。また、居所等の厳重な秘匿を要する場合と、むしろ社会とのつながりを維持することが必要な場合とがあり、必要とする支援の性格も前者と後者では大きく異なります。このため、支援対象者の状態に応じた複数の一時保護所や委託先が必要であり、支援対象者のニーズに応じた保護環境を整える民間団体を増やしていくことが必要です。

DV被害者等の支援に関しては、被害者の一時保護後、加害者等による追及を避けるため、警察と連携を図りながら安全確保に努める必要があります。

警察においては、被害者の心情等に配慮するとともに、本人の意思を十分に踏まえた上で、関係法令等を厳正に運用し、迅速かつ的確な被害防止措置を図っていく必要があります。

具体的取組（今後進めていく取組を含む）

具体的取組 1 相談者の事情や状況に即した一時保護の実施

- ① 加害者等の追求が激しく、本県内では利用者の安全確保が図れないような場合など、都道府県域を超えた広域的な避難や保護ができるよう、他都道府県との連携を図ります。（こども家庭課）
- ② 被害者本人の状況、同伴家族の有無等を勘案し、女性相談支援センターの一時保護所での保護のほか、社会福祉施設、民間シェルター等、状況に応じて適切な一時保護委託先で保護するなど、被害者の個別の事情や状況に配慮した一時保護を行います。（女性相談支援センター）

- ③ 支援対象者に身近な市町村においても、緊急的に安全を確保できるようにするため、民間団体を支援して民間シェルターの充実を図ります。

(こども家庭課)

- ④ 児童相談所で保護された児童のうち、未成年の若年女性については、ケースの状況によっては児童福祉法の規定に基づく一時保護委託を女性自立支援施設に行えるようにするなど、児童相談所との間での連携方法について検討します。

(こども家庭課)

(女性相談支援センター)

具体的取組 2 安全確保を最優先にした支援

- ① ストーカー被害者や未だ加害者からの危害を加えられる可能性が高い場合など、女性相談支援センターと警察との連携を一層密に行い、身の安全の確保を最優先に、迅速に一時保護を行います。また、DVとして対応する案件であっても、加害者からの復縁等を求めているつきまとい等の行為がある場合には、さらにストーカー規制法による措置を検討します。(再掲)

(女性相談支援センター)

(警察本部)

- ② 警察において、DVやストーカー事案の再被害防止のため、被害者支援措置の強化を図ります。

(警察本部)

- ③ 交際相手からの暴力被害者について、助言・一時保護に加えて、必要に応じて、保護命令制度の説明を行います。

(女性相談支援センター)

具体的取組 3 相談者に寄り添った支援

- ① 女性相談支援センター、市町村、警察等の関係機関の役割分担を明確にし、個人情報取扱いの整備を検討するなど、円滑な連携ができるように取り組みます。(再掲)

(こども家庭課)

(女性相談支援センター)

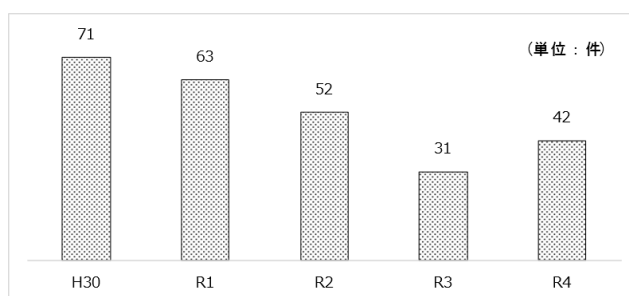
(警察本部)

- ② 心理担当職員や精神科医療機関等の専門機関と連携し、精神的な被害を受けている相談者への回復支援に取り組みます。（再掲）
(女性相談支援センター)
- ③ 生計困難なDV被害者等が心身の回復のために医療機関を利用できるよう、無料低額診療事業をホームページで紹介するなど、被害者の支援に取り組みます。
(福祉保健課)
- ④ 支援対象者に対して、自立して生活する上での必要な基礎的な知識や習慣の習得支援を行うなど、自立に向けた支援体制を整えます。また、市町村と連携して自立するまでの環境整備の支援を行います。
(こども家庭課)
(女性相談支援センター)
- ⑤ 支援対象者に対して、生活保護制度の適切な活用が図られるよう関係機関との情報共有や連携を図ります。
(福祉保健課)
- ⑥ 外国人の女性等において、一時保護に支障が出ないように、通訳の準備などの環境整備に取り組みます。
(国際・経済交流課)

重点目標 5 保護命令制度に対する適切な対応

現 状

- 女性相談支援センターにおいては、被害者が円滑に保護命令制度を利用できるよう、被害者に対し、保護命令制度についての情報提供や助言を行うほか、裁判所への同行等必要な支援を行っています。
- 本県においては、令和 4 年に 42 件の保護命令が発令されており、平成 30 年以降、毎年 30 件以上の保護命令が発令されています。



(再掲) 図表 24 保護命令発令件数の推移

課題・支援方針

DV被害者の安全確保のため、保護命令制度の一層の周知を図るとともに、引き続き保護命令に対する適切な対応を行っていくことが必要です。

警察においては、裁判所から保護命令発令の通知を受けた場合は、被害者に対して、DVによる危害を防止するための留意事項等について説明するとともに、必要に応じて、被害者の親族等に対し、被害者に対する保護命令の発令について説明し、加害者による危害から自らの生命又は身体の安全を確保するための措置を説明するなど適切な対応を行うことが重要です。

また、加害者に対しては、保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう引き続き指導警告等を行うことが必要です。

配偶者暴力相談支援センターは被害者に対し、保護命令の制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるように支援することが必要です。

また、裁判所から保護命令発令の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要です。

具体的取組（今後進めていく取組を含む）

具体的取組 1 保護命令制度の周知

- ① 令和5年のDV防止法の改正により、身体的暴力だけでなく、精神的暴力も保護命令の対象となるなど、保護命令制度の拡充が図られているため、制度の周知に努めます。
(こども家庭課)
- ② 「民事関係手続デジタル化法」施行を見据え、インターネットによる保護命令申立てについての周知を図るとともに、インターネットを活用できない被害者等への支援の在り方などについて整理します。
(こども家庭課)

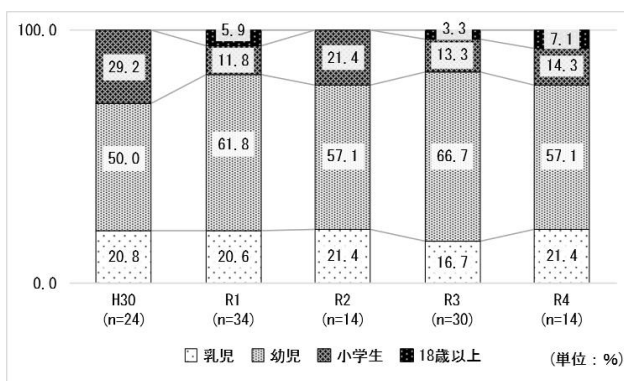
具体的取組 2 保護命令申立てに係る支援

- ① 円滑に保護命令の申立てが行えるよう、裁判所との連絡や申立方法についての助言などの支援に取り組みます。また、引き続き、無料法律相談や日本司法支援センター等の相談窓口についての情報提供を行うとともに、警察と密に連携をとり、被害者の安全を確保します。案件によっては、その他の関係機関とも連携して支援に取り組みます。
(女性相談支援センター)
(警察本部)
- ② 被害者からの相談を受けた場合、保護命令制度を教示するほか、保護命令発令後、関係機関との連携を図りながら、被害者の安全確保、被害者の親族等に対する支援を行っていきます。また、関係機関との連携により、DV被害者の保護命令制度の円滑な利用及び実効性の確保に努めます。
(女性相談支援センター)
(警察本部)

重点目標 6 同伴児童等への支援

現 状

- 令和 4 年度に、女性相談支援センターの一時保護所に入所した 21 人のうち約 4 割にあたる 9 人が子どもを同伴しております。また、同伴者のうち約 9 割が小学生以下の子どもとなっています。



(再掲)図表 11 一時保護者のうち「同伴者」の年代別の割合

課題・支援方針

小学校や保育園等とも連携を図り、DVに対する理解を深めてもらうなどの取組を行っていくことが必要です。

DVと児童虐待は相互に重複して発生していることを踏まえ、女性相談支援センターで受けた相談の内容から、被害者が同伴している子ども等に対する虐待が疑われるときは、同伴児等の一時保護の必要性を説明した上で、児童相談所や市町村等に通告することが必要です。

併せて、一時保護を行った同伴児に対する支援については、保護者の同意を得て心理判定等を実施するなど、適切に対応していくことが必要であるほか、児童相談所などと連携して、児童福祉の視点から保護や支援が必要になるかなど、支援対象者とは別に支援の必要性について検討する視点が必要です。

そのほか、同伴家族に高齢者がいる場合には、適切な対応ができるよう、高齢者福祉関係機関と連携していくことが必要です。

具体的取組（今後進めていく取組を含む）

具体的取組 1 児童相談所や市町村の児童福祉部門との連携による支援

- ① 女性相談支援センターと児童相談所等とで連携し、子どもに関する情報の共有や必要に応じて同伴児に対する心理的ケアに努めるなど、子どもの安全確保を最優先した対応を行います。
(こども家庭課)
(女性相談支援センター)

- ② 被害者本人の状況、同伴家族の有無等を勘案し、女性相談支援センターの一時保護所での保護のほか、社会福祉施設、民間シェルター等、状況に応じて適切な一時保護委託先で保護するなど、被害者の個別の事情や状況に配慮した一時保護を行います。（再掲）
（女性相談支援センター）
- ③ 支援対象者の子どもやその家庭において援助が必要な場合は、市町村の要保護児童対策地域協議会と連携を図り、母子保健サービスや子育て支援サービス等につながります。
（こども家庭課）
（女性相談支援センター）

具体的取組 2 教育・保育や医療機関等の関係機関との連携

- ① 住民票の記載がされていない場合の学齢簿の移動や、接近禁止命令が出された場合の取扱い等のDV被害者における配慮すべき事項等について教育機関やスクールカウンセラー、保育所等に対して研修や周知啓発を行うとともに協力を求めます。
（こども家庭課）
（人権同和教育課）
- ② 支援対象者の子どもにおいて支援が必要な場合などに備えて、支援調整会議等を通して、医師会等と連携を図り情報共有を行います。（こども家庭課）
- ③ 生計困難なDV被害者等が心身の回復のために医療機関を利用できるよう、無料低額診療事業をホームページで紹介するなど、被害者の支援に取り組みます。
（再掲）
（福祉保健課）

基本目標Ⅲに係る成果指標について

成果指標 5 女性相談支援センターの一時保護委託契約施設数

【概要】

一時保護が必要な支援対象者のニーズを把握し、そのニーズを補う取組を行う民間団体に一時保護委託することで、女性相談支援センターだけでは対応できない支援対象者についても保護を行えるようにする。

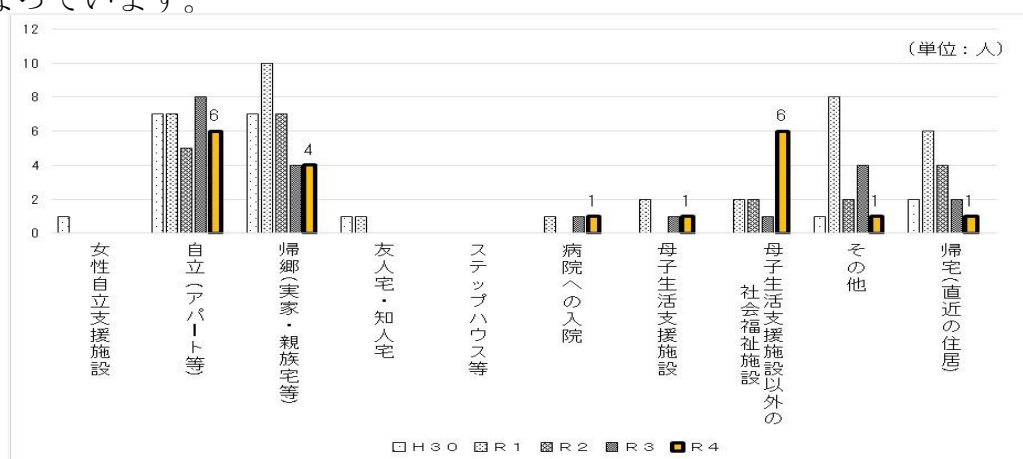


基本目標Ⅳ 自立の支援

重点目標 7 自立支援の充実

現 状

- 一時保護所の退所状況について、過去5年間では、「自立」及び「帰郷」が多く、女性相談支援センターにおける自立支援に関して、一定の成果が出ている形となっています。一方で、「帰宅」となっている支援対象者も毎年度一定数いる状況となっています。



(再掲) 図表 13 一時保護所退所者の状況

- 令和5年改正のDV防止法における「被害者の保護」については、被害者の自立を支援することまでが含まれることとなっており、DV被害者における自立支援の重要性が高まっています。

課題・支援方針

支援対象者が、それまでの生活の場を離れて自立し、新たな場所で安全かつ安心して生活するためには、住宅の確保、経済基盤の確立（就労含む）、心の健康などについての支援が必要であり、これらに関する制度についての情報収集や関係機関との連携を適切に行うことで、その人らしい日常生活を取り戻せるように支援していくことが重要です。

また、自立に向けては市町村における各種の手続等も必要となることから、支援対象者の負担が大きくならないよう、市町村の女性相談支援員や女性支援所管課などが中心となり、各関係部署との調整を行うことや、民間団体による同行支援などにより、支援対象者の負担軽減を図ることで円滑に自立に繋げていくことが重要となります。

また、再び困難な状況に陥った際に、できる限り早く状況を察知し、再度の支援を円滑に実施できるよう、女性相談支援センターや女性自立支援施設、女性相談支援員、市町村、民間団体等が支援対象者と緩やかにつながり続けて支援を行うことが必要です。

具体的取組（今後進めていく取組を含む）

具体的取組 1 住宅確保に係る支援の充実

- ① 県営住宅の入居者募集の際に、DV被害者の世帯に対して抽選倍率を優遇するなど、優先的な選考を行い、入居機会の増大に努めます。
(建築住宅課)
- ② 県内市町村に対し、DV被害者とその家族を対象とした公営住宅等の優先・優遇措置への協力を依頼します。
(建築住宅課)
- ③ 住宅確保要配慮者（住宅の確保に特に配慮を要する者）に対して賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談等の支援を行う住宅確保要配慮者居住支援法人や、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅について、女性相談支援センター等と連携して積極的な情報提供に取り組みます。
(建築住宅課)

具体的取組 2 経済基盤の確保や就労に係る支援の充実

- ① 支援対象者に対して、生活保護制度の適切な活用が図られるよう関係機関との情報共有や連携を図ります。（再掲）
(福祉保健課)
- ② 生活困窮者自立支援制度等について、関係機関と情報共有や連携を図り、支援対象者への支援に取り組みます。
(福祉保健課)
- ③ 児童虐待やDV事例における児童手当の配偶者への支給停止及び被害者への支給や保護命令が発令された被害者への児童扶養手当の支給について、国からの通知等に基づき、適切に事務処理がなされるよう、市町村との情報共有や連携を図ります。
(こども家庭課)

- ④ 公共職業安定所、職業訓練施設と事案に応じた連携を図り、支援対象者の状況に配慮した就業支援が行えるように取り組みます。 (雇用労働政策課)
- ⑤ みやざき女性就業支援センターと連携して就業支援に取り組みます。 (雇用労働政策課)
- ⑥ 母子家庭等就業・自立支援センターや母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の福祉制度についての情報提供や助言などに取り組みます。 (こども家庭課)

具体的取組 3 困難な問題を抱える女性等の自立を促すためのその他の支援

- ① 心理担当職員や精神科医療機関等の専門機関と連携し、精神的な被害を受けている相談者への回復支援に取り組みます。 (再掲) (女性相談支援センター)
- ② 事案に応じ、離婚調停手続、子どもとの面会交流、多重債務問題等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるとともに、支援対象者が弁護士による法律相談等のサービスを利用しやすいようにするため、支援調整会議等を通して弁護士会及び法テラス地方事務所との連携を図ります。 (こども家庭課)
- ③ 支援対象者に対して、自立して生活する上での必要な基礎的な知識や習慣の習得支援を行うなど、自立に向けた支援体制を整えます。また、市町村と連携して自立するまでの環境整備の支援を行います。 (再掲) (こども家庭課)
(女性相談支援センター)
- ④ DV被害者等の取扱いにつき、市町村保険者、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合において、国の通知等に基づき適切な事務処理がなされるよう助言、指導を行います。 (国民健康保険課)
- ⑤ 住民基本台帳の閲覧や住民票の交付等の制限を行う支援措置について、遺漏なく取り扱われるよう各市町村への協力を要請します。 (こども家庭課)
- ⑥ 支援対象者が、生活再建に必要な手続等を行う際や子育てのレスパイトのため、子育て短期支援事業や一時預かり事業の活用が出来るよう、関係機関と情報共有を行います。 (こども政策課)
(こども家庭課)

- ⑦ 退所後に再び困難な状況に陥った際に、できる限り早く状況を察知し、再度の支援を円滑に実施できるよう、女性相談支援センターは民間団体と連携して緩やかにつながり続ける支援を行います。
(こども家庭課)

具体的取組 4 関係機関との連携による自立支援の充実

- ① 支援調整会議において、研修の時間を設けること等により、同会議の構成機関における支援に関する理解の深化を促すとともに、情報共有を行うことで、構成機関同士の連携強化を図ります。(再掲)
(こども家庭課)
(女性相談支援センター)
- ② 女性相談支援センター、市町村、警察等の関係機関の役割分担を明確にし、個人情報への取扱いの整備を検討するなど、円滑な連携ができるように取り組みます。
(再掲)
(こども家庭課)
(女性相談支援センター)
(警察本部)
- ③ 必要に応じて民間団体の協力の下、同行支援を実施するなど、支援対象者の負担軽減等を図ります。
(こども家庭課)
- ④ DV被害者の国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等に係る住民基本台帳等の情報管理について、細心の注意をもって取り扱うよう、会議、研修等を通して市町村に呼びかけます。
(こども家庭課)
(女性相談支援センター)
- ⑤ DV被害者の子どもについて、様々な事情により住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、その子どもが住所を有することに基づいて就学を認める取扱いをするなど、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連携を図るとともに、被害者に対して必要な情報を提供します。
(女性相談支援センター)

基本目標Ⅳに係る成果指標について

成果指標 6 一時保護された支援対象者が他施設への入所や地域における安全な生活に繋がった割合

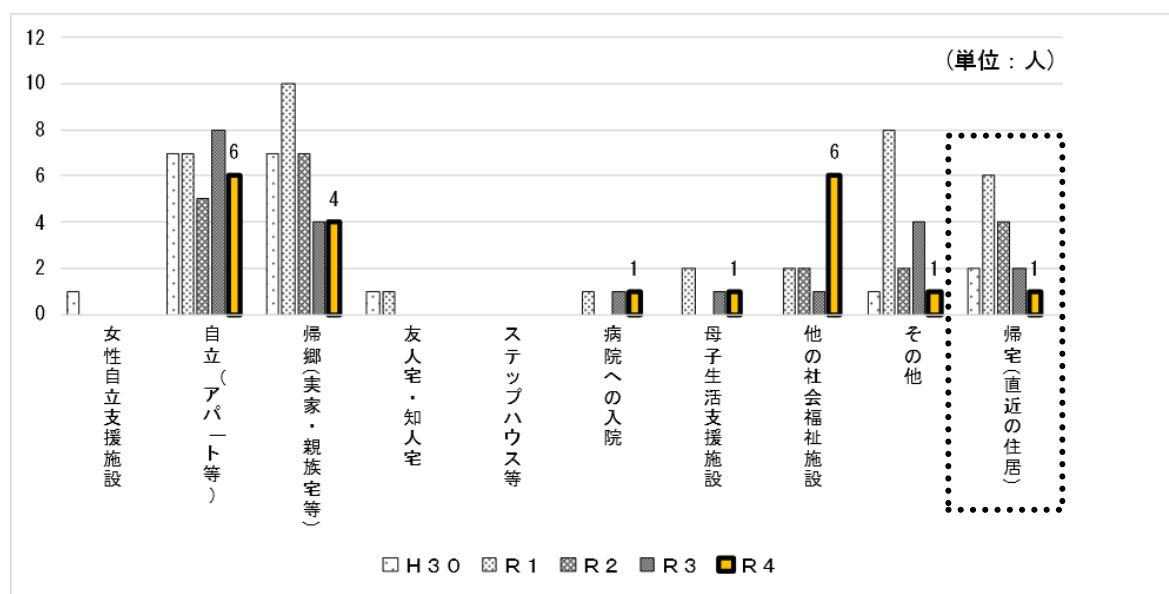
【概要】

一時保護された支援対象者の退所後の状況について、「帰宅」（下図点線枠）以外となっている割合（加害者のいる自宅に戻らない割合）。
※ただし、「帰宅」が適当と判断される支援対象者は除く。



※平成30年度から令和4年度
までの5年間の平均

(再掲)図表 13 一時保護所退所者の状況



2 施策の体系

一人ひとりの人権が尊重され、安心して自立して生活ができる社会

基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性等が自立して生活できる社会づくり

重点目標 1 困難な問題を抱える女性等への支援窓口等の周知や自立して生活できる社会づくりのための教育啓発の推進

- 困難な問題を抱える女性等への支援施策等の周知啓発の推進
- DV等の防止を目的とした若年層に対する周知啓発の推進
- 困難な問題を抱える女性等の生活基盤整備のための県民への周知啓発の推進

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

重点目標 2 人材育成・研修による相談体制の充実

- 相談員等への研修などによる支援スキルの強化
- 関係機関との情報共有及び連携による相談体制の強化

重点目標 3 関係機関における相談体制の充実

- 相談者の立場に立った相談機能の充実
- 自ら相談することが困難な女性等への対応
- 関係機関の連携・情報共有による相談機能の充実
- DV被害者における性別、国籍等に関わらない支援の提供

基本目標Ⅲ 迅速、安全かつニーズに応じた保護

重点目標 4 様々なニーズに対応した一時保護

- 相談者の事情や状況に即した一時保護の実施
- 安全確保を最優先にした支援
- 相談者に寄り添った支援

重点目標 5 保護命令制度に対する適切な対応

- 保護命令制度の周知
- 保護命令申立てに係る支援

重点目標 6 同伴児童等への支援

- 児童相談所や市町村の児童福祉部門との連携による支援
- 教育・保育や医療機関等の関係機関との連携

基本目標Ⅳ 自立の支援

重点目標 7 自立支援の充実

- 住宅確保に係る支援の充実
- 経済基盤の確保や就労に係る支援の充実
- 困難な問題を抱える女性等の自立を促すためのその他の支援
- 関係機関との連携による自立支援の充実

3 成果指標（まとめ）

基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性等が自立して生活できる社会づくり

指標項目	現状 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
【成果指標1】 DV被害者等がどこ（だれ）にも相談しなかった割合	41%	25%

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

指標項目	現状 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
【成果指標2】 困難女性支援基本計画を策定している市町村数	0市町村	26市町村
【成果指標3】 DV対策基本計画を策定している市町村数	25市町村	26市町村
【成果指標4】 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置数	0市町村	3市町村

基本目標Ⅲ 迅速、安全かつニーズに応じた保護

指標項目	現状 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
【成果指標5】 女性相談支援センターの一時保護委託契約施設数	5施設	10施設

基本目標Ⅳ 自立の支援

指標項目	現状 (平成30年度 から令和4年度 までの平均)	目標値 (令和10年度)
【成果指標6】 一時保護された支援対象者が施設等への入所や地域における安全な生活に繋がった割合	88%	100%

第5章 支援に関わる団体・機関等

1 関係機関の役割

1 女性相談支援センター

主な役割

➤ 支援において、以下のような役割を担います。

- ① 支援対象者の立場に立って相談に応じることや、相談を行う機関を紹介すること
- ② 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護を行うこと
- ③ 支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助を行うこと
- ④ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行うこと
- ⑤ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと

- 支援対象者が抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメントを踏まえ、本人の希望と意思を最大限に尊重しながらその時点において最適と考えられる支援を検討、決定し、実施します。
- 関係機関と連携して支援を行う際の主たる調整機能を果たします。
- 一時保護を実施した場合や、女性自立支援施設への入所による自立支援が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等を中心とする個別ケースについては、健康状態が許さない場合等の例外を除き、本人の意向を踏まえて支援に取り組んでいきます。

2 女性相談支援員

主な役割

- 困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行います。
- 支援対象者が適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行います。

3 女性自立支援施設

主な役割

- 支援において、以下のような役割を担います。

- ① 支援対象者を入所させて、その保護を行うこと
 - ② 入所者の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行うこと
 - ③ 自立の促進のためにその生活を支援すること
 - ④ 退所した者について相談その他の援助を行うこと
- 入所後においても、支援対象者の意向を丁寧に確認し、適切な支援が受けられているかを確認します。
- 一時保護を経なくても、女性自立支援施設への入所決定及び入所手続は可能であるため、女性自立支援施設への入所に関する手続を積極的に整備します。
- 性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害からの回復の支援等に際しては、心理職等による専門的なケアを行います。
- 自立に向けた支援を行うに当たっては、施設の次の生活の場も視野に入れて、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

4 民間団体等

主な役割

- 困難な問題を抱える女性支援のため、以下のような役割を担います。

- ① 訪問や巡回、居場所の提供
 - ② SNS等を活用した相談支援やアウトリーチによる早期発見
 - ③ 女性相談支援センターや警察等の支援に係る機関への同行
 - ④ 一時保護の受託
 - ⑤ 地域における生活の再建等の自立支援など
 - ⑥ 自立後の支援対象者の見守り（緩やかにつながる支援）

5 市町村

主な役割

- 支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たします。
- 市町村内における、支援窓口の周知等に努めるほか、民間団体と協働して女性支援を積極的に担うことに努めます。
- 支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関と連携して、本人のニーズに照らし、戸籍や住民票の発行、転出入手続、各種手当の受給に係る手続、公営住宅への入居、児童の養育に関する支援、各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、関係部署と連携して支援対象者を適切な支援につなげる役割を有し、継続した支援を行います。
- 緊急時における安全の確保について、地域における社会資源を活用して積極的に実施することを検討します。

6 警察

主な役割

- 配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護します。
- 当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕をはじめとした強制捜査を行うことを検討します。
- また、刑事事件としての立件が困難と認められる場合であっても、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずることを検討します。
- 被害者に対しては、個別の事案に応じ、必要な自衛措置に関する助言、支援センター等の関係機関の業務内容及び保護命令の制度の教示等被害者の立場に立った措置を講じます。
- 被害者及びその関係者に対して、加害者からの復縁等を求めてのつきまとい等の行為がある場合には、ストーカー規制法を適用した措置を厳正に講ずることを検討します。
- DV被害者から、DV被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があった場合は、次に掲げる措置のうち適切な支援を実施します。

- ① 被害者に対し、DV被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他の措置を教示すること。
 - ② 加害者に被害者の住所又は居所を知られないようにすること。
 - ③ 被害者がDV被害を防止するための交渉を円滑に行うため、被害者に対する助言、加害者に対する必要な事項の連絡又は被害防止交渉を行う場所としての警察施設の供用を行うこと。
 - ④ その他申出に係るDV被害を自ら防止するために適当と認める援助を行うこと。

2 関係機関の連携

1 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の連携

主な役割

- 本県の場合、女性相談支援センター及び女性自立支援施設がどちらも県の直営であることから、密な連携を図りながら支援に取り組んでいきます。
- 県及び市町村の女性相談支援員又は女性相談支援センターでの相談の受付から女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、三機関による連携により、包括的・継続的な支援を行います。
- 女性自立支援施設については、秘匿性に十分留意しながらも、女性自立支援施設の中長期的な専門的支援が行いえるようその在り方を検証し、より有効に支援に活用できるよう取り組んでいきます。

2 民間団体との連携

主な役割

- 個人情報の適正な取扱いを確保した上で、行政機関による広範な分野の多様な支援施策と、民間団体による支援のそれぞれの強みを活かした相互連携を図ります。
- 多様な民間団体の中には、必ずしも困難な問題を抱える女性への支援として適切でない団体もあるとの指摘があることから、支援対象者や民間団体等からの情報を注意深く収集し、現場における支援に支障をきたすことのないよう適切な対応、連携に努めます。
- 連携に当たっては、幅広い年代の支援対象者の支援に取り組む団体が育成されるよう留意するとともに、支援対象者が、性暴力や性的虐待、性的搾取等の困難の原因・背景となっている構造に依存しないで生活することができるよう支援することの重要性について、十分な理解が関係者に共有されるよう留意します。
- 会議等で、行政などのその他関係機関と目的を共有するよう努め、各々の役割を認識した上で円滑な連携による支援ができるよう取り組みます。

3 関係機関との連携体制

主な役割

- 支援対象者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多いことを認識し、三機関を中心としつつ、支援調整会議の場などを活用して、連携体制の構築及び研修等を通じた日頃からの認識共有等に努めます。
- 支援対象者が児童を同伴している場合や、支援対象者本人が児童養護の対象者である場合においても、適格なアセスメントを踏まえて支援の方針が決定され、支援体制が整えられるよう、児童相談所や市町村の児童福祉主管課等と協力して取り組んでいきます。
- 性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害による心的外傷等を抱えている者の場合は同被害の対応について専門的な知見を有し、被害直後からの支援を総合的に行う性犯罪・性暴力被害者のための性暴力被害者支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等につなげていきます。

・広報啓発
・支援周知

相談・支援

・一時保護
・自立支援

DV予防や支援対象者を相談窓口につなげるための取組



相談窓口や支援制度の周知

支援調整会議で女性支援に関する情報を共有し、各関係機関において相談窓口や支援策の周知や、DV予防の教育・啓発を行う。

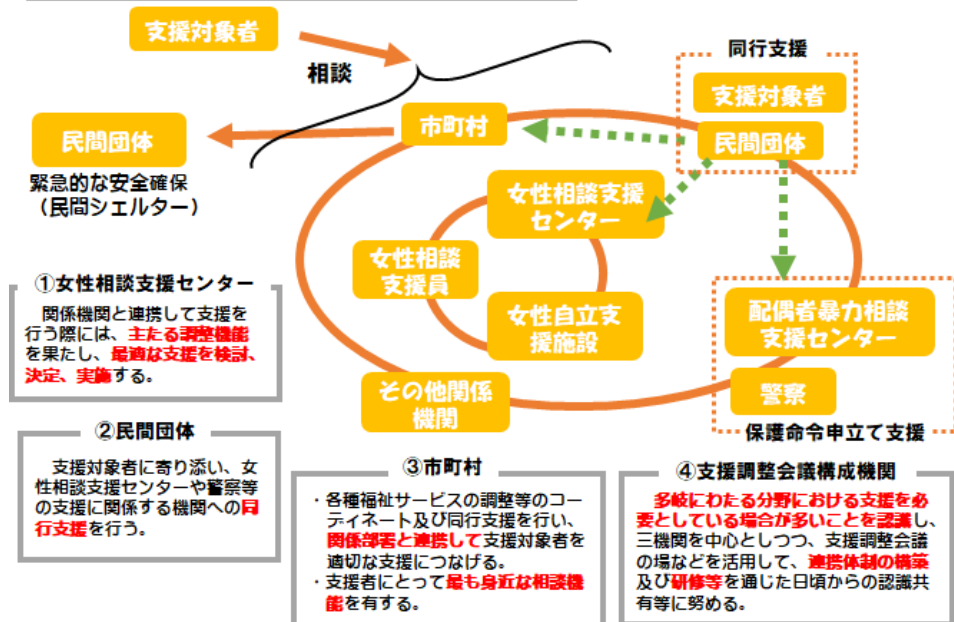
- ・アウトリーチ（SNS等）
- ・相談窓口や支援制度の周知
- ・相談しやすい居場所づくり

支援対象者

民間団体

アウトリーチやSNS等により、積極的に相談をしない支援対象者の掘り起こしを行う。

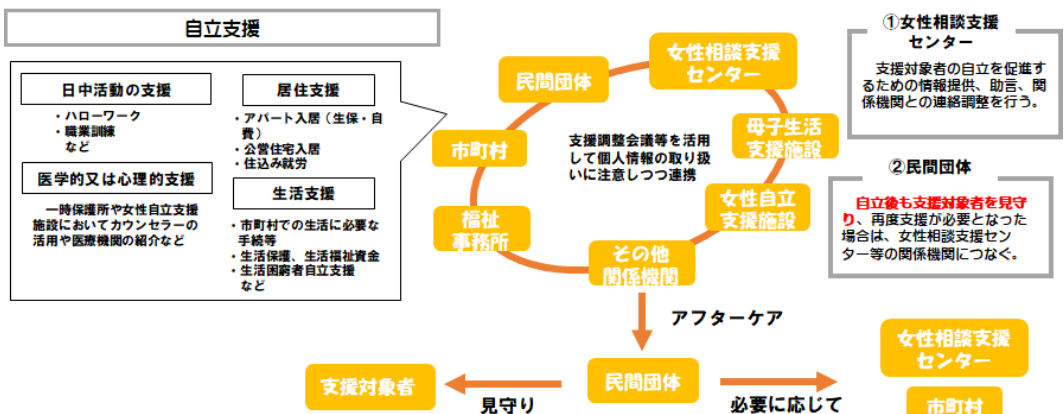
相談から支援の方針が決まるまで



一時保護



自立支援



3 支援調整会議（協議会）

本県においては、令和5年度まで開催してきた「DV被害者保護支援ネットワーク会議」を困難女性支援法第15条に規定する「支援調整会議」及びDV防止法第5条の2に規定する「協議会」に移行することとします。

1 支援調整会議

目 的

支援調整会議においては、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うこととし、以下の目的のために組織します。

- 支援調整会議の構成員が地域における困難な問題を抱える女性の実態や、地域で活用できる資源を把握し、多機関間の連携強化を図るとともに地域資源の創出、開発を進めること。
- 支援対象者が個々に抱える問題や本人の意向、支援の実施における留意事項を共有し、支援に関わる各機関の役割や責任及び連携の在り方を明確化すること。
- 個別ケースについての支援調整会議では、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得た上で、アセスメントを踏まえた支援方針の決定等について協議し、本人の状況や意向等に合わせたより良い支援の選択肢を提供あるいは平行して選択できるよう、様々な視点から検討し協議すること。
- 行政機関と民間団体等が協働してあるいは平行して支援を行う際に、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ効果的な支援を行うため、支援対象者についての情報を共有すること。

会議の構成

代表者会議	困難な問題を抱える女性への支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行います。
実務者会議	個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行います。
個別ケース検討会議	一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所による自立支援が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等の個別ケースについて詳細な支援方針を議論します。

2 協議会

目 的

被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行います。

※補足事項

被害者に関する情報	被害者が置かれている状況を把握し、支援の内容を検討するために必要な情報を広く含む。
その他被害者の保護を図るために必要な情報	加害者、被害者及び加害者の親族、被害者の支援者等の情報など被害者の保護を図るために必要な情報。
被害者に対する支援の内容に関する協議	被害者の保護を図るための支援の内容に関する情報が広く含まれ、被害者に対する支援の一環として、配偶者からの暴力の防止についての協議（例えば、加害者プログラムの活用など）を行うことも含まれる。

会議の構成

代表者会議	被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容に関する協議に関し、関係部局や機関の長により構成されます。
実務者会議	被害者の支援に直接携わる者により構成されます。
個別ケース検討会議	実際の個別の事案に対応し、緊急時対応などにおいては会議の形式によらない関係機関等の構成員による情報交換・協議等です。

個人情報の取扱い

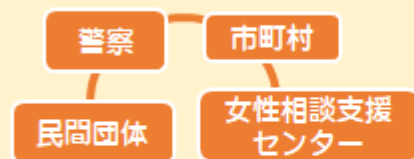
協議会においては、被害者の個人情報（被害に伴う病歴などの要配慮個人情報を含む。）のほか、加害者、被害者及び加害者の親族、被害者の支援者等の個人情報を取り扱うことが想定されます。

個人情報保護法第 18 条第 3 項第 1 号、第 20 条第 2 項第 1 号、第 27 条第 1 項第 1 号	民間事業者は、法令に基づく場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、要配慮個人情報を取得し、個人データを第三者に提供することができる。
個人情報保護法第 69 条第 1 項	行政機関等は、法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。
D V 防止法第 5 条の 2 第 3 項、第 5 条の 2 第 5 項	被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行う。資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。 任務の範囲内で、個人情報を利用し相互に提供することが可能だが、個人情報を取り扱うのは個別ケース検討会議で被害者の保護のための具体的な対応を検討する場合等のみとし、代表者会議や実務者会議については、特定の個人を識別することができないような形にした上で共有するなどの配慮を行う。

※女性相談支援センターの判断
※相談を受けた機関の要請

随時

個別ケース検討会議



※二者協議等でも活用を検討

※支援に関わる関係機関を個別ケース検討会議の構成員として規定し、個人情報の共有を可能とする（罰則規定）。
→関係機関が情報共有を行うことにより、支援対象者が何度も説明を行うなどの負担を軽減することも考えられる。

【会議の趣旨】

- ・一時保護が必要な場合
- ・女性自立支援施設による自立支援が必要な場合
- ・各種の社会福祉サービスを組み合わせて支援を行う場合等
- ・実際の個別の事案に対応し、緊急時対応などにおいては会議の形式によらない。

※個別ケース検討会議における課題等

原則
年1回

実務者会議（地区別会議）



【会議の趣旨】

- ・個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し
- ・支援対象者の実態把握等
- ・被害者の支援に直接携わる者により構成

※実務者会議における課題等

原則
年1回

代表者会議（全体会議）



【会議の趣旨】

- ・支援体制の地域における全体像の評価
- ・調整会議全体の評価
- ・被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容に関する協議に関し、関係部局や機関の長により構成

※特定の個人を識別できない程度の個人情報を共有

※計画の取組状況や県全体としての女性支援の方針等を協議

※関係機関の役割や在り方についても、議題にして随時見直しを図る。

資 料 編

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律…………… 6 8
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律…………… 7 8
- 3 県内の相談・支援機関連絡先一覧…………… 9 5

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

〔令和四年五月二十五日号外法律第五十二号〕

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）

第四章 雑則（第十六条―第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければ

ばならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵（かん）養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第三十五条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加

え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(売春防止法の一部改正)

第四条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(補導処分に付された者に係る措置)

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）第十七条の規定により補導処分に付された者であつて、施行日前に婦人補導院（附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。）第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。）から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 前条の者であつて施行日前に婦人補導院に収容されたものについては、この法律の施行の時ににおいて刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。）及び刑執行終了者等に対する援助（刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

2 前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

(婦人相談所に関する経過措置等)

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（児童福祉法の一部改正）

第十三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正）

第十四条 次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

一 地方財政法（昭和三十二年法律第九号）第十条第十号

二 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第九条第一項

（公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

第十五条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

一 公職選挙法（昭和三十五年法律第百号）第四十八条の二第一項第三号

二 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十条第一項第三号

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（電波法の一部改正）

第十七条 電波法（昭和三十五年法律第三百十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（社会福祉法の一部改正）

第十八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十九条 出入国管理及び難民認定法（昭和三十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正）

第二十条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和三十八年法律第十四号）第五十八条の五

二 矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第一号

三 再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）第三条第二項

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（矯正医官修学資金貸与法の一部改正）

第二十二条 矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二十三条 激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部

を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第二十四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(児童手当法の一部改正)

第二十五条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(行政手続法及び行政不服審査法の一部改正)

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項第八号

二 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第七条第一項第九号

(更生保護事業法の一部改正)

第二十七条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第二条第五項に規定する被保護者とみなす。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第二十九条 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正)

第三十条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(更生保護法の一部改正)

第三十一条 更生保護法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(更生保護法の一部改正に伴う調整規定)

第三十二条 施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条のうち更生保護法第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第三十三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第三十六条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(法務省設置法の一部改正)

第三十七条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一五日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六

月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

〔平成十三年四月十三日法律第三十一号〕

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委

託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規

定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）の

うち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除〔令和五年五月法律三〇号〕

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第

百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第三百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第五百十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書 (期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五條第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十条の二、第十一条第二項第 二号及び第三項第二号、第十二 条第一項第一号から第四号ま で並びに第二項第一号及び第 二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並び に第十二条第一項第一号及び 第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り 消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用に

ついては、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔令和五年五月一九日法律第三〇号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日〔令和六年三月一日〕

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第五条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第六条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

[令和五年六月一四日法律第五号抄]

(手続費用額の確定手続に関する経過措置)

第百八十六条 前条の規定による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(第百九十七条及び第百九十八条において「改正後配偶者暴力防止法」という。)第二十一条において準用する民事訴訟法(以下この節において「準用民事訴訟法」という。)第七十一条第二項の規定は、施行日以後に開始される保護命令の申立てに係る事件(以下この節において「改正後保護命令事件」という。)における保護命令に関する手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

(期日の呼出しに関する経過措置)

第百八十七条 準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後保護命令事件における期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された保護命令の申立てに係る事件(以下この節において「改正前保護命令事件」という。)における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

(送達報告書に関する経過措置)

第百八十八条 準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後保護命令事件における送達報告書の提出について、適用する。

(公示送達の方法に関する経過措置)

第百八十九条 準用民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後保護命令事件における公示送達について適用し、改正前保護命令事件における公示送達については、なお従前の例による。

(電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置)

第百九十条 準用民事訴訟法第一編第七章の規定(準用民事訴訟法第百三十二条の十三の規定を除く。)は、改正後保護命令事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前保護命令事件における第百八十五条の規定による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十四条の四第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置)

第百九十一条 準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、改正後保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

(口頭弁論調書に関する経過措置)

第百九十二条 準用民事訴訟法第百六十条の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2 準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

(尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置)

第百九十三条 準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百十五條第二項(準用民事訴訟法第二百十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、改正後保護命令事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の

書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の囑託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

第百九十四条 準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

（電子決定書の作成に関する経過措置）

第百九十五条 準用民事訴訟法第二百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後保護命令事件における電子決定書の作成について適用し、改正前保護命令事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

（申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置）

第百九十六条 準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第百九十七条 改正後配偶者暴力防止法第十九条の三の規定は、改正後保護命令事件に関する事項の証明について適用し、改正前保護命令事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置）

第百九十八条 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第五十三条第一項又は第五十九条第三項」とあるのは「第五十三条第一項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第三百八十七条 この法律（附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三百八十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事執行法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和五年六月一四日法律第五三号〕

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第三百八十八条の規定 公布の日

二 〔前略〕第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 〔略〕

県内の相談・支援機関連絡先

● 女性等相談支援に関する公的機関の窓口

名 称	連 絡 先	備 考
宮崎県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	0985-22-3858	電話相談 月～金 9:00～20:30 土・日 9:00～15:00 面接相談 月～金 9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く) メール相談 ※右のQRコードか女性相談所の HPから相談してください。 
宮崎県男女共同参画センター	0985-60-1822	電話相談 月～金 9:00～17:00 土曜日 9:00～16:30 面接相談(要予約) (祝日・年末年始を除く)
宮崎市女性相談室	0985-21-1779	電話・面接相談 月～金 9:00～17:15 (祝日・年末年始を除く)
宮崎市男女共同参画センター「パ レット」	0985-25-2057	電話相談 9:00～16:30(受付時間) 面接相談(要予約) (火曜・祝日・年末年始を除く)
都城市男女共同参画センター	0986-23-7157	電話相談 10:00～16:00 面接相談(要予約) (祝日・年末年始を除く)
延岡市男女共同参画センター	0982-22-7056	電話相談 月～金 8:30～17:15 面接相談(要予約) (祝日・年末年始を除く)
日向市男女共同参画社会づくり 推進ルーム「さんぴあ」	0982-55-1660	電話・面接相談 月・火・木・金 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) ※面接相談は要予約
えびの市女性相談所	0984-35-0152 0120-123-693	電話相談 月～金 9:00～16:00 面接相談(要予約) (祝日・年末年始を除く)

● 市町村女性支援・DV 担当課

名 称	連 絡 先	名 称	連 絡 先
宮崎市子育て支援課	0985-21-1765	都城市地域振興課	0986-23-2121
延岡市男女共同参画推進室	0982-22-7056	日南市福祉課	0987-31-1163
小林市市民課	0984-23-1141	日向市地域コミュニティ課	0982-66-1006
串間市総合政策課	0987-72-1123	西都市福祉事務所	0983-32-1021
えびの市総務課	0984-35-3711	三股町総務課	0986-52-1112
高原町福祉課	0984-21-2422	国富町福祉課	0985-75-9403
綾町福祉保健課	0985-77-1114	高鍋町総務課	0983-26-2001
新富町福祉課	0983-33-6382	西米良村村民課	0983-36-1111
木城町福祉保健課	0983-32-4733	川南町まちづくり課	0983-27-8002
都農町福祉課	0983-25-5714	門川町福祉課	0982-63-1140
諸塚村住民福祉課	0982-65-1119	椎葉村福祉保健課	0982-68-7512
美郷町町民生活課	0982-66-3604	高千穂町福祉保険課	0982-73-1202
日之影町町民福祉課	0982-87-3802	五ヶ瀬町福祉課	0982-82-1702

● 警察

名 称	連 絡 先	備 考
宮崎県警察本部 (警察安全相談電話)	0985-31-0110 (代表) 0985-26-9110 #9110 (全国共通)	電話・面接 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く) ※上記時間以外でも当直体制で対応可能
宮崎北警察署	0985-27-0110	電話・面接 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く) ※上記時間以外でも当直体制で対応可能
宮崎南警察署	0985-50-0110	
日南警察署	0987-22-0110	
串間警察署	0987-72-0110	
都城警察署	0986-24-0110	
小林警察署	0984-23-0110	
えびの警察署	0984-33-0110	
高岡警察署	0985-82-4110	
西都警察署	0983-43-0110	
高鍋警察署	0983-22-0110	
日向警察署	0982-53-0110	
延岡警察署	0982-22-0110	
高千穂警察署	0982-72-0110	

● 法務局・人権擁護委員

名 称	連 絡 先	備 考
宮崎地方法務局 人権擁護課	0985-22-5124	電話・面接 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
〃 都城支局	0986-22-0490	
〃 延岡支局	0982-33-2179	
〃 日南支局	0987-25-9125	
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
インターネット人権相談	相談フォームURL : https://www.jinken.go.jp/	相談フォームQRコード 

● 性暴力被害者支援センター

名 称	連 絡 先	備 考
さぽーとねっと宮崎	0985-38-8300 #8891 (全国共通)	電話相談 月～金 9:00～17:00 面接相談 (要予約) (祝日、年末年始を除く。上記の時間以外 は電話が転送されて、国のコールセンター に相談できます。)

● 児童相談所

名 称	担当区域	連 絡 先	備 考
中央児童相談所	宮崎市、日南市、西都市、 東諸県郡、児湯郡	0985-26-1551	
都城児童相談所	都城市、小林市、串間市、 えびの市、北諸県郡、西諸県郡	0986-22-4294	
延岡児童相談所	延岡市、日向市、東臼杵郡、 西臼杵郡	0982-35-1700	

● 福祉事務所

名 称	担当区域	連 絡 先	備 考
宮崎市福祉事務所	宮崎市	0985-25-2111	
都城市福祉事務所	都城市	0986-23-2111	
延岡市福祉事務所	延岡市	0982-34-2111	
日南市福祉事務所	日南市	0987-31-1163	
小林市福祉事務所	小林市	0984-23-1111	
日向市福祉事務所	日向市	0982-52-2111	
串間市福祉事務所	串間市	0987-72-1111	
西都市福祉事務所	西都市	0983-43-1111	
えびの市福祉事務所	えびの市	0984-35-1111	
中央福祉こどもセンター	東諸県郡	0985-26-2093	
南部福祉こどもセンター	北諸県郡、西諸県郡	0986-23-4520	
北部福祉こどもセンター	東臼杵郡	0982-35-1700	
児湯福祉事務所	児湯郡	0983-22-1404	
西臼杵支庁福祉課	西臼杵郡	0982-72-2193	

● 保健所

名 称	担当区域	連 絡 先	備 考
宮崎市保健所	宮崎市	0985-29-4111	
中央保健所	東諸県郡	0985-28-2111	
日南保健所	日南市、串間市	0987-23-3141	
都城保健所	都城市、北諸県郡	0986-23-4504	
小林保健所	小林市、えびの市、西諸県郡	0984-23-3118	
高鍋保健所	西都市、児湯郡	0983-22-1330	
日向保健所	日向市、東臼杵郡	0982-52-5101	
延岡保健所	延岡市	0982-33-5373	
高千穂保健所	西臼杵郡	0982-72-2168	

● 民間支援団体等

名 称	連 絡 先	備 考
(公社) みやざき被害者支援センター	0985-38-7830	電話相談 月～金 10:00～16:00 面接相談（要予約） （祝日・年末年始を除く）
NPO法人ハートスペースM	0985-89-5213	電話相談（えむコール） （専用電話）0985-89-5243 日・月 10:00～17:00
S I E S T A （シエスタ）	080-3951-1068 E-mail : siesta2150@gmail.com	電話・メール相談 （年中無休・24 時間対応） ※緊急対応時を除く 面接相談（原則平日 9:00～20:00） ※1 面談 60 分、要予約
NPO法人 自立生活支援 延岡ほほえみの会	0982-20-3666	ホームページ（nobehoho.com） の相談フォーム又はLINE での 相談も受けつけています。  ホームページの QRコード
(一社)ハートスペースみやざき	0985-41-8322	

● 人権全般に関すること

名 称	連 絡 先	備 考
宮崎県人権啓発センター	0985-26-0238	月～金 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）

● 障がい者に関すること

名 称	連 絡 先	備 考
障がい者 110 番	0985-26-3040	月～金 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）
宮崎県身体障害者相談センター	0985-29-2556	
宮崎県障がい者権利擁護 センター	0985-26-7670	使用者による障がい者虐待の相談・通報・ 届出先 月～金 8:30～17:15 （時間外、土日・祝日は留守番電話対応）

● 精神保健に関すること

名 称	連 絡 先	備 考
宮崎県精神保健福祉センター	0985-27-5663	診療相談（予約制） ➤ 一般診療相談（第1・第3水曜日） ➤ ストレス診療相談 （第2・第3・第4月曜日） ➤ 薬物関連診療相談（第1・第3木曜日） ➤ 思春期精神保健診療相談 （第2・第4木曜日） ※日程等については、医師の都合等により 変更となる可能性があります。
こころの電話	0985-32-5566	月～金 9:00～19:00 （祝日・年末年始を除く）

● 外国人住民に関すること

名 称	連 絡 先	備 考
（公財）宮崎県国際交流協会	0985-32-8457	火～土 10:00～19:00 （祝日・年末年始を除く）
みやざき外国人サポート センター	0985-41-5901 E-mail : support@mif.or.jp	火～土 10:00～19:00 （祝日・年末年始を除く）

● 相談窓口等検索サイト

名 称	アドレス	備 考
みやざきこころ青Tネット	http://www.m-aot.net	ホームページの QRコード 
ひなたのおせっかい	http://www.m-hinatanoosekkai.jp	

● 仕事に関すること

名 称	連 絡 先	備 考
宮崎公共職業安定所	0985-23-2245	
ハローワークプラザ宮崎	0985-62-4141	
延岡公共職業安定所	0982-32-5435	
日向公共職業安定所	0982-52-4131	
都城公共職業安定所	0986-22-1745	
日南公共職業安定所	0987-23-8609	
高鍋公共職業安定所	0983-23-0848	
小林公共職業安定所	0984-23-2171	
みやざき女性就業支援センター	0985-41-8650	
宮崎相談窓口		月～金 9:00～18:00（予約優先） （祝日・年末年始を除く）
都城出張相談窓口		火曜日 10:00～15:00（要予約） （祝日・年末年始を除く）
延岡出張相談窓口		木曜日 10:00～15:00（要予約） （祝日・年末年始を除く）

● （一財）宮崎県母子寡婦福祉連合会

名 称	連 絡 先	備 考
母子・父子福祉センター	0985-22-4696	

● 福祉人材センター

名 称	連 絡 先	備 考
福祉人材センター	0985-32-9740	月～金 9:00～17:00 土曜日 9:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）

宮崎県困難な問題を抱える女性への支援基本計画
(第5次DV対策宮崎県基本計画)

発 行 宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
(電 話) 0985 (26) 7570
(FAX) 0985 (26) 3416